

## 別記 5

### 地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型） 及び地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）

#### 第 1 定義

- 1 この別記において「地域協議会」とは、市町村のほか、農林水産業経営体及び社会福祉事業者等を構成員とする団体であって、次に掲げる事項を定めた規約等について、各構成員が同意した団体をいう。
  - (1) 目的
  - (2) 構成員、事務局並びに代表者及び代表権の範囲
  - (3) 意思決定方法
  - (4) 解散した場合の地位の継承者
  - (5) 事務処理及び会計処理の方法
  - (6) 会計及び監査の方法
  - (7) その他運営に関して必要な事項
- 2 この別記において「農福連携」とは、農林水産業を営む法人による障害者等の雇用、障害者就労施設の農林水産業への参入等により、障害者等が農林水産業に従事することを促進し、農林水産業の経営発展並びに障害者等の社会参画及び高齢者の生きがいの創出を実現する取組をいう。
- 3 この別記において「障害者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 4 条第 1 項に規定する者をいう。
- 4 この別記において「生活困窮者」とは、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 3 条第 2 項に規定する生活困窮者自立相談支援事業において、就労に向けた支援計画（プラン）が作成されている者をいう。
- 5 この別記において「ひきこもりの状態にある者」とは、社会的に孤立し、孤独を感じている状態にある者や様々な生きづらさを抱えている状態の者として、ひきこもり支援機関の確認を受けた者をいう。
- 6 この別記において「犯罪をした者」とは、刑務所出所者等（保護観察対象者又は更生緊急保護対象者）として、保護観察所長の確認を受けた者をいう。
- 7 この別記において「高齢者」とは、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 19 条第 1 項の認定を受けた 65 歳以上の者をいう。
- 8 この別記において「障害者等」とは、3 から 7 までに掲げる者をいう。
- 9 この別記において「ユニバーサル農園」とは、農業分野への就業を希望する障害者等に対し、農業体験を提供する農園をいう。
- 10 この別記において「処分制限期間」とは、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号）第 5 条に規定する耐用年数に相当する期間をいう。

- 11 この別記において「財産処分」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第22条に規定する財産の処分をいう。

## 第2 事業内容等

交付等要綱第3の2及び別表1により農村振興局長が別に定める交付対象事業の具体的な内容等は、別表1及び別表2に定めるものとする。なお「事業実施主体」とは、別表1にそれぞれ定める事業実施主体をいう。

## 第3 事業の実施手続等

### 1 事業の公募

別表1の事項1、2及び3の(1)の事業については、別に定める公募要領により、農村振興局長が事業実施提案書の公募を行い、別表3に定める事業承認者（以下「事業承認者」という。）が交付候補者の選定を行うものとする。ただし、都道府県が交付事業者として、別表1の事項1及び2の事業を実施する場合は第9により事業の実施手続等を行うこととする。

### 2 事業実施の手続

#### (1) 事業実施計画の策定等

事業実施主体は、1の選定を受けてから一月以内に、交付等要綱第6の事業実施計画（以下「事業実施計画」という。）を策定し、次に定める様式により、事業承認者へ提出するものとする。

なお、事業実施計画の提出に当たっては、地域協議会が事業実施主体となる場合にあっては、地域協議会の設立を確認できる資料を添付するものとする。

ア 別表1の事項1及び2の事業実施計画の様式は、別紙様式第1号とする。

イ 別表1の事項3の事業実施計画の様式は、別紙様式第2号とする。

#### (2) 「みどりチェック」チェックシートの作成等

ア 事業実施主体は、「みどりチェック」チェックシート（以下「チェックシート」という。）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、事業実施計画に添付して事業承認者へ提出するものとする。

また、実績報告の際は、チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックした上で、交付等要綱第21第1項の実績報告書に添付して事業承認者へ提出するものとする。

複数年事業の場合、事業承認者への提出は、取組初年度の提出を基本としつつ、全てのチェック項目の確認を初年度に行うことが難しい場合には、事業完了までのできるだけ早い時期に提出するものとする。

なお、農林水産省は、チェックシートを提出した者から抽出して、実際の環境負荷低減の取組状況について確認を行うこととする。

チェックシートの作成に当たっては、次の表の左欄に掲げる事業実施主体の区分に応じ、同表の右欄に掲げる様式を使用することとする。

事業実施主体の区分	様式名
農業経営体	別紙様式第3号の1
畜産経営体	別紙様式第3号の2
林業事業者	別紙様式第3号の3
漁業経営体	別紙様式第3号の4
食品関連事業者	別紙様式第3号の5
民間事業者・自治体等	別紙様式第3号の6

イ 事業実施主体が GAP 認証を取得している場合、みどりの食料システム戦略の趣旨を理解した上で、認証書等の写しを提出することでアの手続を省略することができる。対象となる GAP 認証は、以下のとおりとする。

(ア) JGAP (農産・畜産)

(イ) ASIAGAP

(ウ) GLOBALG. A. P.

(エ) 国際水準 GAP ガイドラインに準拠し、確認体制を有する都道府県 GAP (ただし、農産のみ。)

(参考)

対象となる都道府県 GAP は、下記の農林水産省のウェブサイトに掲載しているため、参考とされたい。

・国際水準 GAP ガイドラインに準拠した GAP

[https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/gap\\_guidelines/index.html](https://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/gap_guidelines/index.html)

### (3) 事業実施計画策定の留意事項

事業実施計画の策定に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 別表1の事項1及び2の事業にあつては、当該計画の開始年度から起算して3年目の年度(以下「目標年度」という。)までの事業の実施内容を記載すること。

別表1の事項1(1)及び2の事業にあつては、当該事業の実施によって実現しようとする農林水産業及び関連事業(事業実施主体及び事業実施主体と連携する者が生産する農林水産物の加工・販売等を行う事業をいう。以下同じ。)に関する障害者等の雇用者数又は就労者数、売上高及び交流人口に係る各年度の数値目標を必ず定めること。

ただし、事業内容がユニバーサル農園の開設及び運営に係るもののみである場合は「雇用者数又は就労者数」を「当該農園以外での雇用又は就労に至る者の人数」と読み替えて数値目標を定めるものとする。

また、別表1の事項1(2)の事業にあつては、地域協議会に参画し新たに農福連携に取り組む主体数及び交流人口に係る各年度の数値目標を必ず定めること。

イ 別表1の事項3の事業にあつては、事業の実施によって実現しようとする数値目標を定めること。

ウ 目標の設定内容に対して、取組の内容が妥当であること。

(4) 事業承認者は、(1)により提出された事業実施計画の内容、対象経費等を精査し、交付等要綱、実施要領等に照らして適当であると認める場合は、これを承認するものとする。

(5) 別表1の事項3の事業を除き、事業実施主体は、事業の開始年度の成果及び実績(見込みを含む)を考慮した上で、別紙様式第4号により年度別事業実施計画を策定し、事業の開始年度の翌年度の4月末日までに事業承認者へ報告するものとする。

(6) 事業承認者(農村振興局長を除く。)は、(4)により承認した事業実施計画については別紙様式第6号により、(5)により報告された年度別事業実施計画については別紙様式第7号により、農村振興局長に報告するものとする。

3 2の(1)、(3)及び(4)の規定並びに2の(6)の事業実施計画に係る規定は、事業実施計画の変更のうち次に掲げるものについて準用する。この場合において、2の(1)の規定中「1の選定を受けてから一月以内に」とあるのは「事業実施計画を変更するときは」と読み替えるものとする。

(1) 総事業費の3割を超える増減

(2) 事業実施主体又は事業実施期間の変更

(3) 各事業の追加及び廃止

#### 4 事業の委託

(1) 事業実施主体は、委託に要する費用について、原則として経済性の観点から同一の仕様で相見積りを取り、その中で最低価格を提示した者の見積りを積算内容の根拠とする。相見積りを取らない場合又は最低価格を提示した者を選定しない場合にあつては、その選定理由を明らかにした理由書を事業承認者に提出するものとする。

(2) 事業実施主体は、委託契約書の作成に当たっては、委託する業務の内容を具体的に明記するものとする。また、委託した業務が終了したかどうかについて、委託先が作成した報告書等により確認するものとする。

#### 5 ひきこもりの状態にある者及び犯罪をした者の状態確認について

別表2の選定要件の3において、ひきこもりの状態にある者又は犯罪をした者を目標人数に含める場合、事業実施主体は、当人の雇用又は就労に当たって、次のいずれかの手続を行うこととする。

(1) 当人がひきこもりの状態であるか否かを明らかにするため、当人の同意を得た上で、事業実施期間中に、参考様式1のひきこもりの状態に係る確認書によりひきこもり支援機関の確認を得ること。

(2) 当人が保護観察対象者又は更生緊急保護対象者であるか否かを明らかにするため、当人の同意を得た上で、事業実施期間中に、参考様式2の刑務所出所者等に係る確認書により保護観察所長の確認を得ること。

#### 6 地域協議会の活動計画の策定

別表1の事項1(2)の事業を実施する場合にあっては、事業実施主体は、別紙様式第7号により地域協議会に係る活動計画の案を策定し、目標年度の5月末日までに事業承認者へ提出するものとする。

事業承認者は必要に応じて活動計画の内容に対して助言等を行うことができる。

事業実施主体は、事業承認者の助言等を踏まえ、活動計画を策定し、目標年度の翌年度の5月末日までに事業承認者へ提出するものとする。

### 第4 助成

交付等要綱第3の2及び別表1により農村振興局長が別に定める交付対象事業の実施に要する経費は、下表に定めるもの及び工事費等(第8の1に掲げる経費とする。)とする。

区 分	経 費
1 賃金	臨時に雇用される事務補助員等の賃金
2 報償費	謝金
3 旅費	普通旅費及び特別旅費(委員等旅費、研修旅費及び職員旅費)
4 需用費	消耗品費、車両燃料費、印刷製本費等(飲食、喫煙、手土産、接待等、事業の遂行に直接関係のない経費は助成の対象外)
5 役務費	通信運搬費、手数料、筆耕・翻訳費、広告料等
6 委託料	コンサルタント等の委託料(原則として年度ごとの事業費の5割までとする。ただし、「入札・契約手続等の一層の改善について」(平成21年3月18日20経第2075号農林水産省大臣官房経理課長通知)別紙の4の(2)のアに定める適用除外業務についてはこれを準用する。このとき、「委託先」は「事業実施主体」と、「再委託先」は「委託先」と、「契約担当官等」は「事業承認者」と読み替えるものとする。)
7 使用料及び賃借料	会場、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
8 備品購入費	事業の遂行に最低限必要な事業用機械器具等の購入費(減価償却期間の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表等による耐用年数(以下単に「耐用年数」という。)が3年以下のものに限る。)

9 報酬	委員手当、技術員手当（給料及び職員手当（ただし退職手当を除く。））
10 共済費等	共済組合負担金、社会保険料、損害保険料等
11 補償費	借地料等（耕作に供する等の経常的なものを除く。）
12 資材等購入費	事業の遂行に最低限必要な資材購入費、調査試験用資材費等（耐用年数が3年以下のものに限る。）
13 機械賃料	作業機械、機材等賃料経費等

なお、人件費（賃金等）の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）により行うものとする。

## 第5 実施基準等

別表2の選定要件8に掲げる基準は、次のとおりとする。

- 1 別表1の事項1（1）及び2の事業を実施する場合にあっては、次に掲げる基準を満たすこととする。
  - （1）自立的かつ継続的な取組であって、農福連携の取組の全国展開に資するものと見込まれること。
  - （2）障害者等の雇用及び就労を確保しつつ地域農林水産業の維持を図ること、農林水産物生産施設において生産された農林水産物及びその加工品を直売所で販売すること等を通じ地域コミュニティの維持を図ること、農林水産業の有する福祉的機能（癒しを与える機能等）を通じて高齢者の生きがいの創出並びにリハビリ及び介護を図ること等に積極的に取り組むことが確実であること。
- 2 別表1の事項1（2）の事業を実施する場合にあっては、次に掲げる基準を満たすこととする。
  - （1）自立的かつ継続的な取組であって、地域における農福連携の取組の拡大に資するものと見込まれること。
  - （2）障害者の就労を促進しつつ地域農林水産業の維持を図ること、地域内における農作業の請負等を通じ地域交流及び地域コミュニティの維持を図ること等に積極的に取り組むことが確実であること。
- 3 別表1の事項3の（2）の事業を実施する場合にあっては、次に掲げる基準を満たすこととする。
  - （1）自立的かつ継続的な取組であって、専門人材の育成等を行う取組の全国展開に資するものと見込まれること。
  - （2）障害者の就労を促進しつつ地域農林水産業の維持を図ること、地域内における農作業の請負等を通じ地域交流及び地域コミュニティの維持を図ること等に積極的に取り組むことが確実であること。
- 4 別表1の事項2の事業を実施する場合にあっては、1の基準と併せて、次に掲げる基準を満たすこととする。

- (1) 整備する施設の利用計画（以下「利用計画」という。）について、当該施設が必要かつ適切な規模であるとともに、利用計画に沿って、耐用年数の期間にわたり適切に利用されると認められること。
- (2) 資金の融通を受ける場合にあつては、資金調達方法が明示されており、事業実施計画において償還計画が作成されるとともに、当該計画が確実に実行されると見込まれること。
- (3) 自力若しくは他の助成によって工事を実施中の施設等又は既に完成した施設等を対象とするものではないこと。
- (4) 用地の買収、貸借等に要する費用、補償費並びに既存施設の取壊し及び撤去に係る経費が、事業の対象経費となっていないこと。
- (5) 事業の用に供する用地等について、事業実施主体が所有権を有すること若しくは賃借権（当該用地等の所有者が市町村である場合にあつては、使用貸借権又は賃借権）の設定を受けていること又はこれらの権利を得ることが確実であること。
- (6) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく建築確認、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）に基づく占有の許可、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）に基づく許可等を必要とするときは、事業実施主体が、関係法令の定めるところにより、これらを受けることができることが確実であること。
- (7) 既存施設を事業の用に供する場合や、古品又は古材を事業の用に供する場合にあつては、既存施設又は資材の有効利用の観点及び事業費の低減等の観点からみて、事業実施の実情に即し必要があると認められること。また、次に掲げる条件を満たしていること。
  - ア 既存施設を事業の用に供する場合にあつては、既存施設の取壊し又は撤去に係る経費を補助対象経費としないこと。
  - イ 古品又は古材を事業の用に供する場合にあつては、次の全ての要件を満たすものであること。
    - (ア) 古品又は古材を事業の用に供する場合は、古品又は古材を利用することにより新品又は新資材を事業の用に供する場合より事業費が低減される場合に限るものであること。
    - (イ) 利用する古品又は古材の材質、規格、型式等は、新品又は新資材と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合がないものであり、かつ、新品又は新資材と同程度の耐用年数を有するものであること。
    - (ウ) 古品又は古材の購入価格は、適正に評価され、かつ、新品又は新資材の価格を下回るものであること。なお、事業実施主体が無償で入手した古品又は古材については、交付対象としないこと。
    - (エ) 古品を使用する施設について交付対象とする経費は、古品購入費、附帯施設等の工事費及び工事雑費とし、古品の補修費は交付対象としないこと。
- (8) 交付対象とする施設等は、原則として耐用年数が 5 年以上のものであること。また、整備された施設等は、共同利用施設とすること。

- (9) 個人所有の施設、専ら個人が使用する施設、目的外使用のおそれがあるもの、事業効果が少ないもの及び汎用性のある備品等は、交付対象としないこと。
- (10) 施設等の規模については、類似する施設等に比べて著しく過大となっていないこと。
- (11) 事業費については、都道府県又は市町村において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、地域の実情に即した適正な価格により算定されていること。
- (12) 都道府県又は市町村が事業実施主体の負担分を負担する場合には、国の負担額が、事業費から当該都道府県又は当該市町村等が負担する合計金額を差し引いた金額を上回っていないこと。
- (13) 農林水産物を加工又は販売する施設の整備にあつては、事業実施主体が生産に携わる農林水産物及び当該事業実施主体と連携して農林水産物の生産を行う者が生産する農林水産物が、当該施設における加工又は販売に供される農林水産物の過半を占めるものであること。
- (14) 農業生産施設の整備に当たっては、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産省事務次官依命通知）の記に基づくこと。
- (15) 費用対効果分析は、農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策のうち地域資源活用価値創出整備事業）費用対効果算定要領（令和4年4月1日付け3農振第3018号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより行うものとし、この分析結果が当該通知の基準を満たすものとする。

5 別表1の事項1（1）の事業の取組においてリース方式で設備を導入する場合は、次によるものとする。

- (1) リース期間は、耐用年数の過半以上かつ耐用年数以内とする。
- (2) リースによる導入に対する本交付金の交付額（以下「リース料交付額」という。）については、リース期間や残存価格などの条件により、それぞれ次の算式によるものとする。

ア リース期間を耐用年数と同年かつ残存価格を設定しない場合

$$\text{「リース料交付額」} = \text{リース物件購入価格（消費税抜き）} \times 1 / 2$$

イ リース期間を当該リース物件の耐用年数未満とする場合

$$\text{「リース料交付額」} = \text{リース物件購入価格（消費税抜き）} \times (\text{「リース期間」} \div \text{「耐用年数」}) \times 1 / 2$$

ウ リース期間満了時に残存価格を設定する場合

$$\text{「リース料交付額」} = (\text{リース物件購入価格（消費税抜き）} - \text{「残存価格」}) \times 1 / 2$$

エ リース期間を当該リース物件の耐用年数未満とし、かつリース期間満了時に残存価格を設定する場合

「リース料交付額」＝イ又はウにより算定した額のうちいずれか小さい金額

(3) リース方式により導入する物件の購入先の選定に当たっては、当該物件の希望小売価格を確認するとともに、一般競争入札の実施又は複数の業者から見積りを提出させること等により、事業費の低減を図らなければならない。

(4) 移動式トイレの導入に当たっては、障害者等が作業を行う現場のうちトイレが整備されていないものが2箇所以上に分散していること。

(5) 交付対象とするリース物件は、本事業の取組以外の目的で使用してはならない。

ただし、災害時における応急的な使用についてはその限りではない。

(6) 事業実施主体は、リース方式により導入した物件の使用簿を整備して使用日、使用時間、使用場所、用務、その他必要な事項を記載して管理するとともに、事業承認者の求めがあった場合には速やかに提出しなければならない。

(7) 交付に当たっては、事業承認者は、対象とする物件で同種同能力のものについて、事業実施主体ごとに交付額の著しい差異が生じないように、希望小売価格を参考にして交付額の上限を定めるなど公平性の確保に努めるものとする。

(8) 次に掲げるものは交付対象としない。

ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができないもの

イ 事業実施主体が、導入に係る経費について、他の補助金を受けた、又は受ける予定のもの

ウ 購入選択権（リース期間満了後、一定の価格でリース物件を買い取ることができる権利をいう。）付きリース

(9) 事業承認者は、リース契約期間における契約の履行状況及び物件の利用状況について、事業実施主体に報告を求めることができる。

## 第6 事業の施行

別表1の事項2の事業を実施する場合にあつては、次に掲げる事項を踏まえるものとする。

### 1 事業の施行

#### (1) 実施設計書の作成

ア 事業実施主体は、本事業の施行に当たっては、あらかじめ総会の議決等所要の手続を経て事業の施行方法等を決定した上で、実施設計書を作成するものとする。なお、複数年度で工事を実施する場合は、実施設計書において年度ごとの事業量及び事業費の区分を明確にすることとする。

イ 実施設計書の作成に当たり、事業実施主体にその作成能力がない場合には、設計事務所等に委託し、又は請け負わせて作成するものとする。

ただし、製造請負工事に係る実施設計書については、総会の議決等所要の手続を行った上で、原則として指名競争入札若しくは指名競争入札に準ずる

方法（代行施行による競争見積等）により、施工業者を選定し、又は、必要性が明確である場合に限っては単一の施工業者を選定して、当該施工業者に実施設計書を提出させ、これを調整することにより作成するものとする。

## （２）施行方法

本事業は、次に掲げる施行方法によって実施するものとし、一の事業については一の施行方法により実施することを原則とする。ただし、事業費の抑制を図るため適切と認められる場合には、一の事業について工種又は施設等の区分を明確にして二以上の施行方法により施行することができるものとする。

なお、製造請負工事を伴わない建設工事の施行は、原則として請負施行によるものとし、また、機械及び器具の購入は、直営施行によるものとする。

### ア 直営施行

#### （ア）工事

直営施行においては、事業実施主体は、実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、直接、材料の購入、現場雇用労働者の雇用等を行い、所定の期間内に事業を施行するとともに、現場主任等を選任し、現場の事務の一切の処理に当たらせることにより、工事の適正な実施を図るものとする。選任された現場主任等は、適正な工事の実施を図るため、工事材料の検収、受払い、現場雇用労働者の出役の確認等を行うほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等により工事の実施状況を明確にするものとし、併せて、工事期間中の事故防止等について、細心の注意を払うものとする。

なお、農家・地域住民等参加型の直営施行を行う場合は、農業農村整備事業等における農家・地域住民等参加型の直営施行について（平成14年3月29日付け13農振第3737号農林水産省生産局長・農村振興局長通知）に基づき実施するものとする。

#### （イ）購入

機械及び器具の購入においては、事業実施主体は、事前に関係者からのカタログの入手や参考見積りの徴収により予定価格を設定し、原則として一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。

ただし、次の場合に限り、随意契約によることができるものとする。なお、bの場合においては、契約保証金及び履行期限を除き、当初の競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

a 事業実施主体が、農業者等の組織する団体であって、競争入札に付し難い場合において、総会等の議決を得る等の手続を経た場合

b 競争入札に付しても入札者がいない場合、又は落札に至らなかった場合

### イ 請負施行

請負施行においては、事業実施主体は、工事請負人を定め、実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の請負代金をもって、所定の期間内

に工事を完了させるものとする。また、工事の請負方法、指導監督及び検査等については、次に掲げる方法により行い、適正を期するものとする。

(ア) 請負方法

工事の請負契約は、原則として、一般競争入札に付すものとするが、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付すものとする。

ただし、次の場合に限り、随意契約によることができるものとする。なお、bの場合においては、契約保証金及び履行期限を除き、当初の競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

a 事業実施主体が、農業者等の組織する団体であつて、競争入札に付し難い場合において、総会等の議決を得る等の手続を経た場合

b 競争入札に付しても入札者がいない場合、又は落札に至らなかった場合

(イ) 工事の指導監督

事業実施主体は、請負契約と同時に、請負人から工程表等を提出させるとともに、請負人に現場代理人を定めさせ、当該現場代理人に工事の施行及び施工管理に関する一切の事項を処理させるものとする。

また、事業実施主体は、現場監督員等を選任し、請負契約書、実施設計書、仕様書及び設計図に定められた事項について、工程表のとおり工事が実施されるよう指導監督等に当たらせるほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真を撮影させ、工事の記録等を行わせるものとする。

(ウ) 工事の検査及び引渡し

事業実施主体は、請負人が工事を完了したときは、当該請負人から工事完了届を提出させるとともに、請負契約書に定められた期間内にしゅん功検査を行った上で、引渡しを受けるものとする。

この場合において、しゅん功検査に合格しないときは、期間を定めて請負人に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に、引渡しを受けるものとする。

また、当該検査に合格した工事については、請負人に引取証を交付するものとする。

ウ 委託施行

委託施行においては、事業実施主体は、工事の委託先を定め、受託者に実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、かつ、所定の委託金額をもって、所定の期間内に工事を完成させるとともに、工事に要した経費の明細書の提出を受けて、工事費の精算を行うものとする。

また、委託施行による場合にあっては、総会等の議決等所要の手続を行うほか、請負施行との比較検討を行い、委託施行によることとした理由を明確にしておくものとする。

なお、委託施行における工事の指導監督、検査及び引渡し等については、請負施行に準じて適正に行うものとする。

#### エ 代行施行

代行施行においては、事業実施主体が、事業の施行管理能力を有する設計事務所等（以下「代行者」という。）と、施設の基本設計の作成（必要な場合に限る。）、実施設計書の作成又は検討、工事の施行、施工管理（工事の監理を含む。）等を一括して委託する代行施行契約を締結するものとする。当該契約に基づき委託を受けた代行者（以下「受託代行者」という。）は、完了予定期日までに実施設計書に基づく工事を完了して事業実施主体に引き渡すとともに、施行の責任を負うものとする。

また、事業実施主体及び受託代行者は事業の実施に当たっては、次により適正を期するものとする。

##### （ア）代行施行の選択

事業実施主体は、代行施行を選択する場合にあっては、代行施行によることの理由を明確にし、総会等の議決等の所要の手続を行うものとする。

##### （イ）代行者の選択

代行施行契約は、原則として、一般競争入札に付するものとするが、一般競争入札に付し難いときは、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がいない場合、又は落札に至らなかった場合においては、随意契約によることができるものとする。この場合においては、契約保証金及び履行期限を除き、競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができないものとする。

##### （ウ）建設委員会の設置等

代行施行においては、事業実施主体及び受託代行者の連携を緊密にし、交付対象事業の目的に即して適正に工事等を実施する必要があることから、事業実施主体及び受託代行者は、建設委員会等を設置し、適宜、協議を行うものとする。

また、受託代行者は、当該工事等の施工管理担当者を定め、これを事業実施主体に通知するものとし、事業実施主体及び受託代行者は、当該施工管理担当者を建設委員会等の委員に加えること等により、工事等の施行体制を整備するものとする。

##### （エ）施工業者の選定

建築施工業者並びに機械及び施設の製造請負人の選定については、事業実施主体及び受託代行者の協議により入札参加申請のあった者について、資格要件を審査し、その結果を当該申請者に通知するとともに、公正な競争入札を行わせること等により、適正を期するものとする。

##### （オ）支給品の取扱い

受託代行者が施工業者に工事材料を支給する場合には、実施設計書の作成の段階のみならず、施工業者が選定され、受託代行者と施工業者の間で請負契約を行う段階においても、再度見直しを行い、工事材料を支給品とすることの適否を十分に検討することにより、事業実施の適正を期するものとする。

また、受託代行者は、工事材料を支給品とすることについては、あらかじめ事業実施主体と協議するとともに、交付対象事業の目的に即した優良な工事材料が適正価格をもって使用されることにより事業費の抑制を図ることを旨として、決定するものとする。

#### (カ) 工事監督

受託代行者は、(エ)により施工業者を選定し、請負契約を締結すると同時に、当該施工業者から工程表等を提出させるとともに、現場代理人等を定めさせるものとする。また、(ウ)の施工管理担当者は、実施設計書、工程表等に即した工事材料の検収及び工事の指揮監督に当たるとともに、工事監督の記録、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影等により工事の実施状況を記録するものとする。

#### (キ) 工事の検査及び引渡し

受託代行者は、施工業者が工事を完了したときは、当該施工業者から工事完了届を提出させるとともに、必要な場合には試運転等を行わせ、請負契約書に定められた期間内に竣工検査を行った上で引渡しを受け、これを事業実施主体に引き渡すものとする。この場合において、竣工検査に合格しないときは、期間を定めて当該施工業者に手直し工事を行わせ、再度検査を行った後に引渡しを受けるものとする。

#### (ク) 精算

事業実施主体は、受託代行者から施設等の引渡しを受けるに当たっては、同時に、受託代行者から工事に要した経費の明細書、必要な証拠書類の写し、出来高設計書等の提出を求め、内容を確認した上で、受託代行者と締結した契約書に基づく期間内に代行施行管理料及び製造請負管理料の支払を含む精算を行うものとする。

### 2 工事实施の手続

- (1) 事業実施主体は、事業に係る工事に着手するときは、速やかにその旨を別紙様式第9号により、事業承認者に届け出るものとする。
- (2) 事業実施主体は、工事が完了したときは、別紙様式第10号により、事業承認者に届け出るものとする。
- (3) 事業承認者は、(2)による届出があった場合には、現地調査等により完了の確認を行い、不適正な事態がある場合には、手直し等の措置を指示するものとする。
- (4) 事業実施主体は、(3)による指示があった場合には、手直し等の措置を講じるものとする。

### 3 契約の適正化

本事業に係る契約については、補助金等予算執行事務に関する適正化措置について（平成9年5月9日付け9経第895号農林水産省大臣官房経理課長通知）により、契約の手續等の一層の公平性、透明性等を図るものとする。

## 第7 施設等の管理

事業実施主体は、別表1の事項2の事業により整備した施設等（当該事業において整備する施設及び当該施設に附帯する設備をいう。以下同じ。）を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その設置目的に即して最も効果的な運用を図り、適正に管理運営を図るものとする。

### 1 管理主体

施設等の管理については、原則として、事業実施主体がこれを行うものとする。

### 2 管理方法

(1) 1により管理を行う者（以下「管理主体」という。）は、施設等の管理状況を把握するため、補助金等交付事務の取り扱いについて（昭和39年11月19日付け39経第4086号農林大臣官房経理課長通知）様式第3号による財産管理台帳を備え置くものとする。

(2) 管理主体は、その管理する施設等について、総会の議決等の所要の手續を経て管理規程及び利用規程を定めることにより、適正な管理運営を行うとともに、施設等の継続的活用を図るため、更新に必要な資金の積立に努めるものとする。

(3) (2)の管理規程には、次に掲げる事項のうち必要な項目を記載するものとする。

ア 事業名及び目的

イ 種類、名称、構造、規模、型式及び数量

ウ 設置場所

エ 管理主体名並びに管理責任者の役職及び氏名

オ 保全に関する事項

カ 償却に関する事項

キ 更新に必要な資金の積立に関する事項

ク 管理運営の収支計画に関する事項

ケ その他必要な事項

(4) (2)の利用規程には、次に掲げる項目のうち必要な項目を記載するものとする。

ア 事業名及び目的

イ 種類、名称、構造、規模、型式及び数量

ウ 設置場所

エ 利用者の範囲

オ 利用方法に関する事項

カ 利用料に関する事項

キ その他必要な事項

(5) 事業実施主体は、施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、施設等の管理運営日誌、施設利用簿等を適宜作成し、整理保存するものとする。

### 3 増築等に伴う手続

事業実施主体は、当該施設等の処分制限期間内に施設等の移転若しくは更新又は主要機能の変更を伴う増築若しくは模様替えを行おうとするときは、あらかじめその旨を別紙様式第 11 号により、事業承認者に報告するものとする。

また、当該報告があった場合、事業承認者は、必要に応じて、現地調査等を実施し、報告事項の確認を行うものとする。

## 第 8 交付対象事業費の内容、構成及び積算

1 別表 1 の事項 2 の事業に係る交付対象事業費の内容等は、次に掲げるとおりとする。

### (1) 簡易な基盤整備

区画整理等の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は次のとおりとする。

1 工事費関係	
(a) 工事費	支給品費を含む。
(b) 測量設計費	工事に必要な調査、測量及び試験に要する経費
(c) 機械器具費	工事の施行に必要な機械器具等の購入費（耐用年数期間が工事期間を超えるものを除く。）
(d) 営繕費	工事の施行に必要な事務所、現場詰所等の設置及び借入に必要な経費
(e) 実施設計費	
2 工事雑費	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策のうち地域資源活用価値創出整備事業の附帯事務費及び工事雑費の取扱いについて（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農振第 3019 号農村振興局長通知。以下「附帯事務費及び工事雑費の取扱通知」という。）の記の 2

### (2) 機械器具

機械器具の購入に要する経費に係る国の交付対象経費は次のとおりとする。

1 機械器具費	
(a) 本機購入費	機械器具は汎用性がないものに限る。
(b) 付属機械器具 購入費	
2 工事雑費	本機及び付属機械器具の運送料、定置式機械の据付料

(3) 建設工事及び製造請負工事

建設工事及び製造請負工事の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は次のとおりとする。

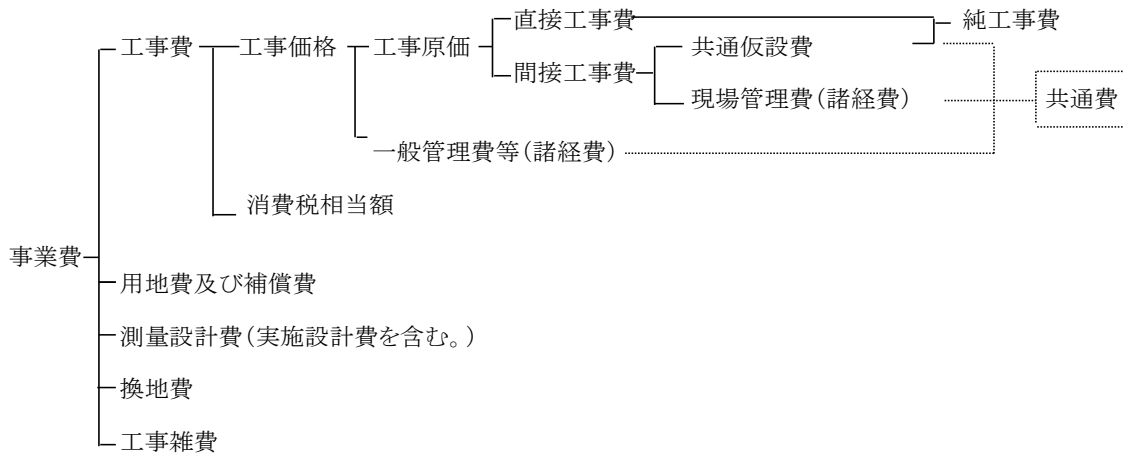
<p>1 工事費                  (a) 建設工事費                  (b) 製造請負工事費                  (c) 機械器具費                  2 実施設計費                  3 工事雑費</p>	<p>機械器具は汎用性がないものに限る。</p> <p>附帯事務費及び工事雑費の取扱通知の記の2</p>
--	--

2 交付対象事業費の構成

1の交付対象事業費の構成は、次を標準とするものとする。

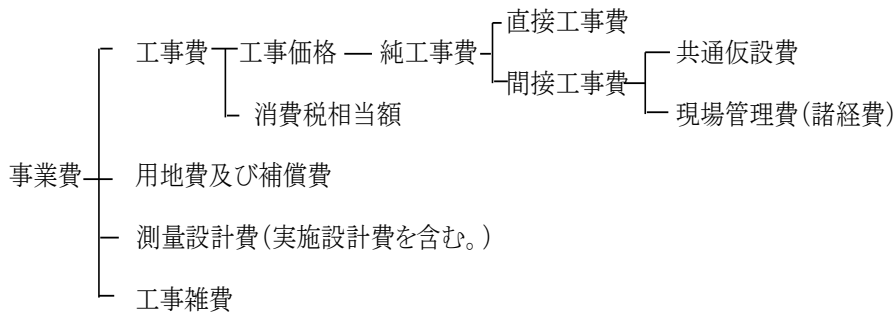
(1) 基盤整備

ア 請負施行の場合



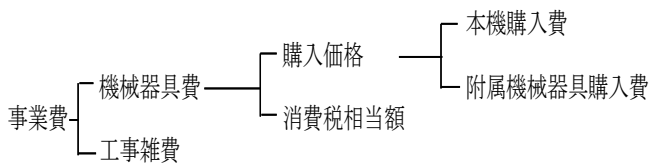
注)この表は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」(昭和52年2月14日付け52構改D第24号農林水産事務次官依命通知)及び「草地開発整備事業等事業費積算要綱」(昭和46年4月19日付け46畜B第9545号農林省畜産局長通知)に準拠したものである。

## イ 直営施行の場合



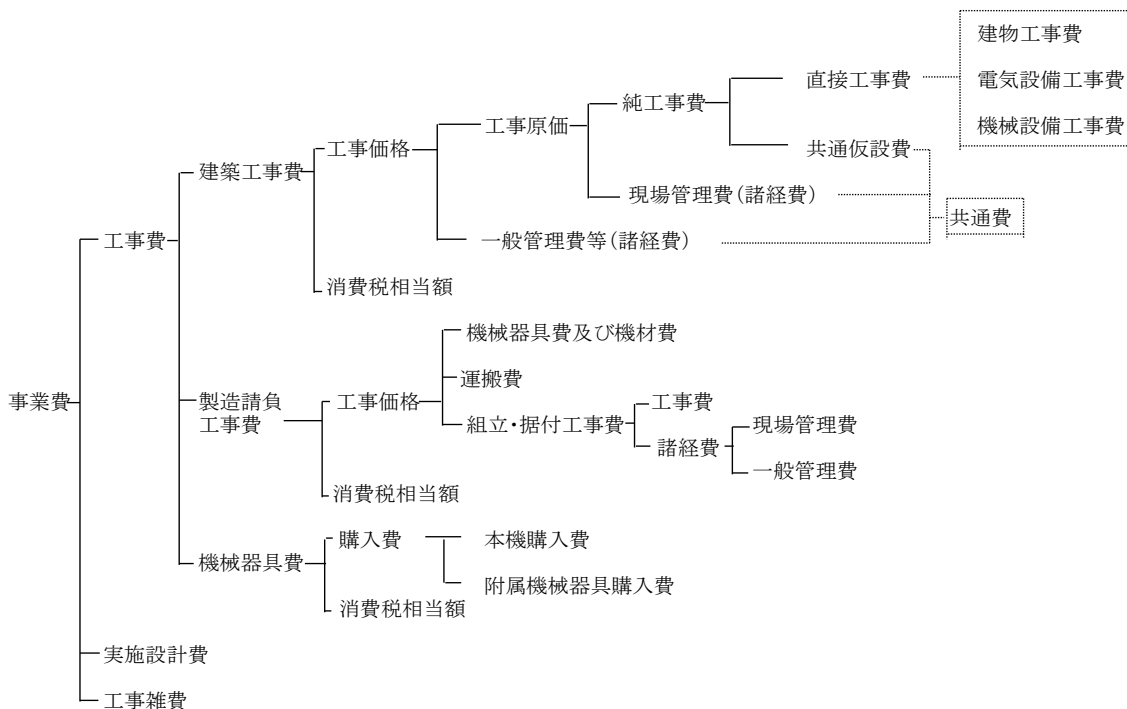
注)この表は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱」及び「草地開発整備事業等事業費積算要綱」に準拠したものである。

## (2) 機械器具



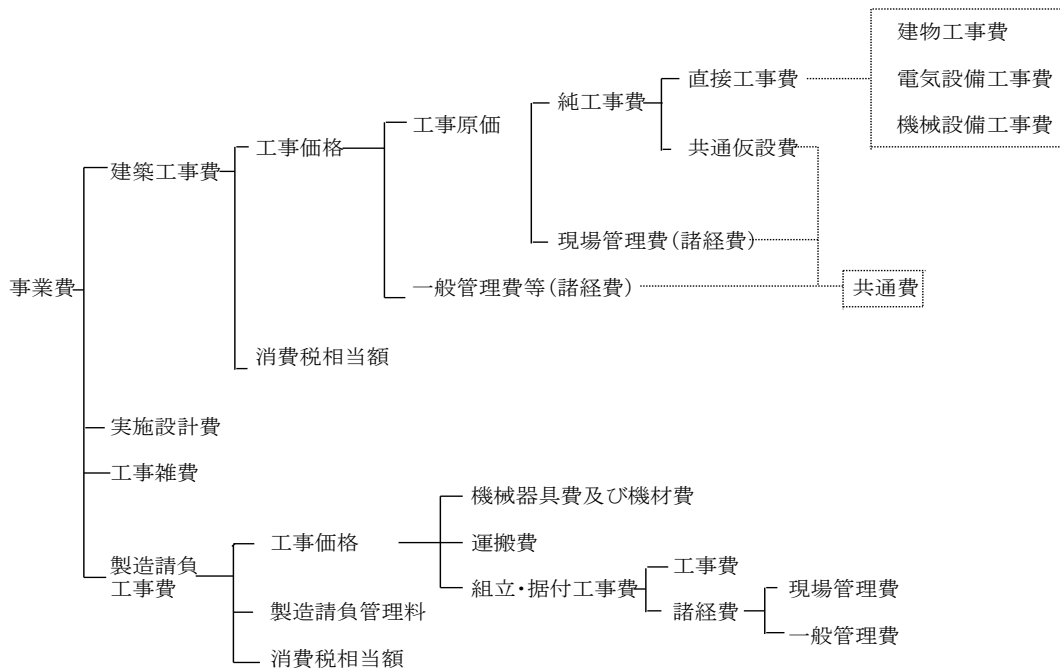
## (3) 建設工事及び製造請負工事

### ア 請負施行の場合



注)この表は、「公共建築工事積算基準」、「公共建築工事共通費積算基準」、「公共建築工事標準歩掛り」、「公共建築数量積算基準」、「公共建築設備数量積算基準」、「公共建築工事内訳書標準書式」及び「公共建築工事見積標準書式」の制定について(平成17年3月25日付け16経第1987号農林水産省大臣官房経理課長通知)に準拠したものである。

## イ 代行施行の場合



### 3 本交付金対象事業費の積算及び取扱い

交付対象事業費は、それぞれの施行方法に応じ、次に掲げる方法により積算するものとする。

なお、直営施行で実施する場合にあっては、事業費の構成、積算等に当たり、諸経費（現場管理費、一般管理費等）を計上しないものとする。

#### (1) 簡易な基盤整備

##### ア 区画整理等の整備の積算

原則として土地改良事業等請負工事の価格積算要綱（昭和52年2月14日付け52構改D第24号農林水産事務次官依命通知）、土地改良事業等請負工事標準積算基準（平成5年2月22日付け5構改D第49号農林水産省構造改善局長通知）その他実施しようとする事業と同種の団体営級の公共事業に準じて積算するものとする。

##### イ 測量設計費

測量設計費は、工事のための測量、試験、設計等に必要な委託費又は請負費とする。

#### (2) 機械器具

機械器具のみの購入に係るものについては、本機購入費、付属作業機購入費等の機械器具費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

なお、機械器具費の積算において、機種等を選定して行う場合には、その必要性を明確にした上で、性能の比較検討を行うものとする。

#### (3) 建設工事及び製造請負工事

建設工事に伴うものについては、工事費、実施設計費及び工事雑費に区分して積算するものとする。

## ア 工事費

### (ア) 積算の方法

- a 工事費は、都道府県又は市町村において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、現地の実情に即した適正な現地実行価格によるものとし、建設工事費は直接工事費、共通費及び消費税相当額に、製造請負工事費は、機械器具・機材費、運搬費及び組立・据付工事費に、機械器具は、本機、附属作業機械等に区分して積算するものとする。

さらに、直接工事費は、実施設計書の表示に従って種目ごとに建築工事、電気設備、機械設備工事等に区分し、共通費は、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等に区分してそれぞれ積算するものとする。

この場合、各費目の積算に使用する材料等の価格等には、消費税及び地方消費税に相当する分を含まないものとする。

- b 建設工事及び製造請負工事の積算は、原則として、「公共建築工事積算基準」、「公共建築工事共通費積算基準」、「公共建築工事標準歩掛り」、「公共建築数量積算基準」、「公共建築設備数量積算基準」、「公共建築工事内訳書標準書式」及び「公共建築工事見積標準書式」の制定について（平成17年3月25日付け16経第1987号農林水産大臣官房経理課長通知）に準じて行うものとする。

### (イ) 支給品費

- a 支給品費は、請負施行及び委託施行にあつては事業実施主体が、代行施行にあつては受託代行者が、請負人等に原則として無償で支給する工事材料費として、請負施行等に係る工事費部分と区分して工事費に計上するものとする。
- b 支給品費の積算は、支給材料の仕入価格に支給材料の保管、運搬、管理等に必要な経費を加えた額とする。
- c 工事材料について支給を行う場合には、工事材料を支給することが工事費の低減につながるかどうかを検討し、工事費の低減につながる場合は、原則として工事材料を支給品費として積算するものとする。

### (ウ) 古品又は古材

古材を使用する施設について交付対象とする経費は、古材購入費、基礎工事費、組立費、現場施工費、塗装費、附帯施設費等の工事費、実施設計費及び工事雑費とし、既存施設の解体費は対象としないものとする。

### (エ) 共通仮設費

共通仮設費は、建物又は工作物の各種の直接工事に共通して必要な次に掲げる費用とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

区 分	内 容
準 備 費	敷地測量及び整理、仮道路、仮橋、道板、借地その他占有料等に関する費用
仮 設 建 物 費	仮現場事務所倉庫、宿舍等直接工事に共通的に必要な仮施設等の設置、撤去、補修等に要する費用
工 事 施 設 費	仮囲、工事用道路、歩道構台、場内通信設備等の工事用施設等の設置、撤去、補修等に要する費用
試 験 調 査 費	地耐力試験、施設の機能試験、材料及び製品試験等に要する費用
整 理 清 掃 費	整理清掃、屋外後片付け清掃、屋外発生材処分、養生等に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに動力、用水、光熱等に関する引込負担金等に要する費用
技 術 管 理 費	品質管理、出来高管理、試験等に要する費用
機 械 器 具 費	共通仮設用機械及び機械器具修繕に要する費用
安 全 費	工事施工のための安全に要する費用で、警備員、交通整理員等の安全監理及び安全標識、合図等に要する費用
運 搬 費	共通仮設に伴う運搬に要する費用
そ の 他	上記のいずれにも属さない共通仮設等に伴う費用

(オ) 諸経費

- a 諸経費は、請負施行、委託施行又は代行施行においては請負人等が、直営施行においては地方公共団体等が出資する法人が必要とする、表1に掲げる現場管理費及び表2に掲げる一般管理費とする。
- b 諸経費は、原則として、現場管理費、一般管理費等に区分して積算するものとし、それぞれ直接工事費に対して適切な率以内とする。
- ただし、直営施行において地方公共団体等が出資する法人の一般管理費等の直接工事費に対する比率については、利益相当率を除くものとする。

表1 現場管理費

区 分	内 容
労 務 管 理 費	現場労働者及び現場雇用労働者の労務管理に要する費用、募集及び解散に要する費用、厚生に要する費用、純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用、

租 税 公 課	賃金以外の食事、通勤費等に要する費用、安全及び衛生に要する費用、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）による給付以外に事業主が負担する費用 工事契約書等の印紙代、申請書、謄抄本登記等の証紙代等、諸官公署手続費用
保 險 料	火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険及び法定外の労災保険の保険料
従業員給与手当	現場従業員及び現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）及び賞与、施工図等を外注した場合の設計費等
退 職 金	現場従業員に対する退職給与引当金繰入額及び現場雇用労働者の退職金
法 定 福 利 費	現場従業員、現場労働者及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額
福 利 厚 生 費	現場従業員に関する厚生、貸与被服、健康診断、医療等に要する費用
事 務 用 品 費	事務用消耗品費、事務用備品、新聞、図書、雑誌等の購入費及び工事写真代等の費用
通 信 交 通 費	通信費、旅費及び交通費
補 償 費	工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く。
原価性経費配賦額	本来現場で処理すべき業務の一部を本店及び支店が処理した場合の経費の配賦額
雑 費	会議費、式典費、工事实績等の登録等に要する経費、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

表 2 一般管理費

区 分	内 容
役 員 報 酬 従業員給与手当	取締役及び監査役に要する費用 本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。）
退 職 金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む。）

法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
維持修繕費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品、固定資産に計上しない事務用品、新聞参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交際費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用品等の減価償却額
試験研究償却費	新製品又は新技術の研究のために特別に支出した費用の償却額
開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発及び市場の開拓のために特別に支出した費用の償却額
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料その他の公課
保険料	火災保険その他の損害保険料
契約保証費	契約保証に必要な費用
雑費	社内打合わせの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用

(カ) 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税に相当する分を積算するものとし、その積算は、工事価格等に消費税及び地方消費税の税率を乗じたものとする。

イ 実施設計費

実施設計費は、設計に必要な調査費（地質、水質その他施設の規模、構造、能力等設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用とする。）及び設計費（設計に必要な費用とする。）とし、当該実施設計を委託し、又は請け負わせる場合に限り、交付対象とするものとする。

なお、当該実施設計等と併せて工事の施工監理を建築士等に委託し、又は請け負わせる場合においては、当該監理料を実施設計費に含めることができるものとする。

ただし、代行施行にあつては、当該監理料を実施設計費に含めないものとする。

#### ウ 工事雑費

交付対象となる工事雑費の使途基準については、附帯事務費及び工事雑費の取扱通知の記の2によるものとする。ただし、耐用年数が交付対象事業の実施期間を超える備品を購入する経費については、原則として交付対象としないものとする。

地方公共団体等が出資する法人が事業実施主体である場合には、附帯事務費及び工事雑費の取扱通知の規定にかかわらず、一般管理費については、地方公共団体等が出資する法人が事業承認者と協議して定める算定方式により算定する額を計上することができるものとする。

#### エ 代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料

代行施行の製造請負工事に係る製造請負管理料の額は、機械器具・機材費及び組立・据付工事費の5%に相当する額以内とする。

## 第9 間接交付事業者による事業の実施手続等

1 間接交付事業者による、別表1の事項1及び2の事業の実施に必要な実施手続等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業実施主体は、事業実施計画を別紙様式第1号により作成し、都道府県知事に提出するものとし、都道府県知事は、事業実施主体により提出された事業実施計画を審査し、交付等要綱、本要領に照らして適当であると認める場合は、別紙様式第5号により取りまとめて地方農政局長等に提出するものとする。

(2) 事業実施計画の作成に当たっては、事業の開始年度から目標年度までの事業の実施内容を記載するものとする。

(3) 地方農政局長等は、(1)により提出された事業実施計画を審査し、交付等要綱、本要領に照らして適当であると認める場合は、これを承認するものとする。

(4) 事業実施主体は、事業の開始年度の成果及び実績（見込みを含む）を考慮した上で、別紙様式第4号により年度別事業実施計画を作成し、事業の開始年度の翌年度の4月末日までに、都道府県知事に提出するものとする。

都道府県知事は、事業実施主体により提出された年度別事業実施計画を審査し、交付等要綱、本要領に照らして適当であると認める場合は、別紙様式第5号により取りまとめて地方農政局長等に提出するものとする。

(5) 地方農政局長等（農村振興局長を除く。）は、(3)により承認した事業実施計画及び(4)により提出された年度別事業実施計画を速やかに農村振興局長に報告するものとする。

- 2 「みどりチェック」チェックシートの作成等
  - (1) 事業実施主体は、第3の2の(2)のアの手續に順じ、都道府県知事にチェックシートを提出するものとする。
  - (2) 事業実施主体がGAP認証を取得している場合の取扱いは第3の2の(1)のイに準ずるものとする。
- 3 承認された事業実施計画又は年度別事業実施計画について、重要な変更がある場合は、事業実施主体は、1の手續に準じ、各計画を提出するものとする。なお、重要な変更に該当する事項は第3の3の(1)から(3)までのとおりとする。

## 第10 事業の評価

別表1の事項1及び2の事業にあつては、事業実施主体は、次に定めるところにより交付等要綱第7の事業実施後の評価等を実施するものとする。

- 1 事業実施主体は、事業開始年度から事業実施計画に定める目標年度までの毎年度について、事業実施計画に定めた取組状況、事業実績、事業実施体制等を踏まえた総合評価を行い、別紙様式第12号により、各年度の翌年度の5月末日までに事業承認者に報告するものとする。事業承認者は、報告を受けた総合評価の結果を踏まえ、必要に応じて事業実施主体に対して適切な指導・助言を行うものとする。

目標年度における目標の達成率が100%未満であった事業実施主体は、上記の評価結果と併せて、別紙様式第15号に定める事業改善計画を事業承認者に提出するものとする。

- 2 事業承認者は、1による報告のうち、目標年度にあたる事業実施主体から報告された評価の内容を評価し、その結果を地方農政局等のホームページで公表するものとする。また、事業承認者（農村振興局長を除く。）は、当該評価結果を別紙様式第13号により農村振興局長へ速やかに報告するものとする。
- 3 事業承認者は、2の評価に当たり、有識者で構成する第三者機関を設置し、意見聴取を行うものとする。第三者機関は、事業承認者の評価内容について、評価及び検証を行い、別紙様式第14号により事業承認者に報告するものとする。
- 4 事業承認者は、自然災害等の特別な事情によって、事業実施計画に定めた取組が著しい縮小か中止に至った場合を除き、3の結果を踏まえ、目標の達成状況が低調と判断された事業実施主体に対して重点的な指導、助言等を行うとともに、その結果を公表するものとする。なお、目標の達成状況が低調な場合とは、目標年度において、目標の達成率が50%未満となった場合とする。

## 第11 間接交付事業者による事業の評価

- 1 事業実施主体は、事業開始年度から事業実施計画に定める目標年度までの毎年度について、事業実施計画に定めた取組状況、事業実績、事業実施体制等を踏まえた総合評価を行い、評価結果を別紙様式第12号により事業実施年度の翌年度の5月末日までに、都道府県知事に報告するものとする。また、報告を受けた都道府

県知事は総合評価の結果を踏まえ、必要に応じて事業実施主体に対して適切な指導・助言を行うものとする。

目標年度における目標の達成率が100%未満であった事業実施主体は、上記の評価結果と併せて、別紙様式第15号に定める改善計画を都道府県知事に提出するものとする。

- 2 都道府県知事は、1による報告のうち、目標年度にある事業実施主体から報告された評価の内容を確認し、目標の達成状況が低調な場合は、事業実施主体に対して重点的な指導・助言を行った上、1による報告及び重点的な指導・助言の内容を取りまとめて地方農政局長等に提出するものとする。
- 3 2により提出を受けた地方農政局長等（農村振興局長を除く。）は、事業実施主体から報告された当該評価結果等を速やかに農村振興局長に報告するものとする。
- 4 2の目標の達成状況が低調な場合とは、目標年度において、目標の達成率が50%未満となった場合とする。

## 第12 事業の状況報告等

- 1 事業実施主体は、適切な事業の執行に努めるとともに、事業の遂行状況及び事業完了後の取組状況について事業承認者から報告を求められたときは、速やかにその状況を報告しなければならない。
- 2 事業承認者は、交付対象施設の処分制限期間内において、自然災害等の特別な事情がある場合を除き、別表2の事項2の事業について、選定要件3又は4に定める要件を満たしていない場合や、別紙様式第1号の6で定めた目標が未達成である場合、その他の適正化法に基づき補助金の返還を求めうる事情が確認された場合には、改善に向けた指導を行う。
- 3 事業承認者は、2の指導の結果においても改善されない又は改善の見込みがない場合には、事業実施主体に対して交付した交付金の全部又は一部を事業実施計画の承認年度に遡って返還することを求めるものとする。

## 第13 他の施策との関連

本事業の実施に当たっては、次に掲げる1から8までの施策との連携に努めるものとする。

- 1 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第16条第1項に基づく環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画、同法第19条第1項に基づく環境負荷低減事業活動の実施に関する計画、同法第21条第1項に基づく特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画又は同法第39条第1項に基づく基盤確立事業の実施に関する計画に位置付けられた施策
- 2 中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱第2に定める地域別農業振興計画に基づく施策

- 3 デジタル田園都市構想国家構想総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）に規定する「デジ活」中山間地域として登録されている中山間地域等（その地域内において農林水産業又はその関連産業が営まれている中山間地域等に限る。）又はデジタル技術を活用しつつ、地域内外の多様な関係者が参加・連携し、及び多様な施策と連携して地域の社会課題の解決及び活性化が図られている地域（その地域内において農林水産業又はその関連産業が営まれている地域に限る。）において実施される施策
- 4 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第1項に定める地域再生計画に基づく施策
- 5 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条に定める国土強靱化地域計画に基づく施策
- 6 広域的な地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成19年法律第52号）第22条第1項に基づき市町村が策定した特定居住促進計画に位置付けられた施策
- 7 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱（令和4年12月8日付け4環バ第245号農林水産事務次官依命通知）別記13第1の1に基づき、事業実施地域の所在する市町村が策定する農林漁業循環経済先導計画に位置付けられた取組
- 8 みどりの食料システム戦略推進交付金を活用して策定した有機農業実施計画または「オーガニックビレッジの創出による有機農業産地づくりの更なる推進について（令和7年10月30日付け7農産第3153号農産局長通知）」に基づき認定された有機農業実施計画に位置付けられた施策

別表 1

事業名	事 項	事業内容	事業実施主体	事業実施期間 (支援期間)
地域資源活用価値創出推進事業	<p>1 農福連携型のうち農福連携支援事業</p> <p>(1) 農福連携の取組</p> <p>(2) 地域協議会の設立及び体制整備</p>	<p>農福連携に取り組む農林水産物生産施設等の管理者及び当該施設に従事する障害者等による以下の取組</p> <p>1 専門家の指導により農林水産物の生産技術、加工技術、販売手法、経営手法等を習得するための研修、視察、ユニバーサル農園の開設、運営、移動式トイレの導入等</p> <p>2 分業体制の構築並びに作業手順の図化及びマニュアル作成</p> <p>地域協議会が地域における農福連携の推進のために行う活動内容の検討、調査、先進地視察、意見交換会、ワークショップの実施、活動計画の策定等</p>	<p>農林水産業を営む法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、医療法人、地域協議会、農業協同組合等の農林漁業者の組織する団体、民間企業</p> <p>地域協議会</p>	最大 2 年間
地域資源活用価値創出整備事業	2 農福連携型	<p>障害者等の雇用又は就労を目的とする農林水産物生産施設（簡易な農地の整備を含む。）、農林水産物の加工販売施設若しくは高齢者の生きがいの創出及びリハビリを目的とした農林水産物生産施設又はそれらの附帯施設（休憩所、農機具収納庫、駐車場、給排水施設、衛生設備、安全設備等）の整備</p>	<p>農林水産業を営む法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、医療法</p>	

地域資源 活用価値 創出推進 事業	3 農福連携 型のうち普 及啓発・専 門人材育成 推進対策事 業		人、地域協議 会、農業協同 組合等の農林 漁業者の組織 する団体、民 間企業	最大 1 年間
	(1) 普及啓 発等推進	農福連携の全国展開に向け、農福 連携の普及啓発等を推進する取組及 び農林水産業と新たな福祉分野との 連携等による農福連携の推進に係る 取組		
	(2) 都道府 県専門人 材育成支 援	1 農林水産業の現場における障 害者の雇用又は就労に関して農 林水産業経営体、障害者就労施 設の指導員、障害者本人に対し 障害特性を踏まえた具体的な実 践手法等をアドバイスする専門 人材（農福連携技術支援者）の 育成及び派遣を行う取組 2 障害者就労施設等による農作 業の請負等（施設外就労）の マッチングを支援する人材の育 成を行う取組	都道府県	

別表 2

事業名	事 項	選定要件	交付率及び助成額
地域資源活用 価値創 出推進 事業	1 農福連 携型のう ち農福連 携支援事 業	<p>事項1（1）及び2の事業を行う場合にあっては、1から8までの要件を全て満たすこと。</p> <p>事項1（2）の事業を行う場合にあっては、1、8及び9の要件を満たすこと。</p>	<p>1 交付率は、定額とする。</p> <p>2 助成額の上限額は、事業実施主体当たり助成単価（年標準額 150 万円）に交付対象の事業年数を乗じた額とする。ただし、事項2に掲げる事業の整備メニューのうち経営支援と併せて実施する場合にあっては、年標準額は 300 万円とする。</p> <p>3 分業体制の構築及び作業マニュアル作成を行う場合にあっては、分業体制の構築及び作業マニュアル作成に要する費用に 40 万円を助成の上限として、事業開始年度の助成額に加算できるものとする。</p>
	(1) 農福 連携の 取組	<p>1 農林水産物等の生産、地域内での販売等、地域コミュニティへの貢献及び地域交流に係る取組並びに障害者等の作業の内容に係る通年計画を策定すること。</p> <p>2 事業実施主体が農福連携の取組により障害者等を受け入れる農林水産物生産施設等の存する土地が都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 7 条第 1 項に規定する市街化区域内にある場合にあっては、次に掲げるいずれかの土地を利用していること。</p> <p>(1)生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 3 条第 1 項に規定する生産緑地地区内の農地</p> <p>(2)都市計画法第 18 条の 2 の規定に基づき定められた基本方針、都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき定められた基本計画等において、保全の方針が示されている農地</p> <p>(3)農地以外の土地であって、都市計画法等により農福連携の取組を行う農林水産物生産施設等としての利用が認められ</p>	
地域資源活用	2 農福連 携型		<p>1 交付率は、2 分の 1 以内とする。</p>
			<p>1 交付率は、定額とする。</p> <p>2 助成額の上限額は、事業実施主体当たり助成単価（年標準額 300 万円）に交付対象の事業年数を乗じた額とする。</p>

価値創  
出整備  
事業

ている土地

3 目標年度までに、事業実施主体が整備した農林水産物生産施設等で作業に従事する障害者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者又は犯罪をした者の人数が5名以上増加すること。ただし、障害者以外の者を含む場合その過半数は障害者であるものとする。

また、事項1(1)の事業において、事業内容がユニバーサル農園の開設及び運営のみである場合は、前段及び4において「農林水産物生産施設等で作業に従事する」を「ユニバーサル農園で農作業を体験する」と読み替える。

4 事業実施主体が整備した農林水産物生産施設等で作業に従事する者が障害者ではなく高齢者である場合にあっては、目標年度までに、当該施設を利用する高齢者の数が5名以上増加すること。

5 原則として、事項1(1)の事業と事項2の事業は、併せて実施すること。

ただし、既に農林水産物生産施設等を運営している場合又は既に農福連携に取り組んでいる場合であって、事項1(1)又は事項2のいずれかの事業の実施により、本事業の目標の達成が見込まれる場合はこの限りでない。

2 事業実施主体当たりの助成額の上限額は、整備メニューごとに次のとおりとする。

(1)簡易整備(比較的安価な設備投資による農林水産物生産施設及び附帯施設の整備)については、200万円とする。

(2)高度経営(収益性の高い複合的な経営形態の導入又は農林水産物の生産、加工、販売等を併せて行う農林水産物生産施設等の整備)については、1,000万円とする。

(3)経営支援(農福連携の取組を通じて経営改善を積極的に進めるために必要となる農林水産物生産施設等の整備)については、2,500万円とする。ただし、以下の条件を全て満たす場合に限る。また、当該事業は従前から農林水産物の生産に携わっている者であって、新たに農福連携に取り組むものを重点的に支援する。

(ア)事業実施計画において農福連携の取組を取り入れて、作業体系や作業工程の見直しを図るなどの経営改善を進めることが明示されていること。

(イ)事業実施計画において事業開始年度から目標年度までの各年度の取組に、農林水産業経営の発展のため

		<p>6 事項1(1)の事業のみを行う場合は、事項3及び4の増加人数において「5名以上」を「3名以上」と読み替える。</p> <p>7 事項2の事業において整備する施設のうち、農林水産物生産施設及び農林水産物加工・販売施設の整備への助成については、障害者等が当該施設における作業行程に携わる部分に限る。</p> <p>8 第5に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>9 目標年度までに地域協議会に参画し新たに農福連携に取り組む主体を3主体以上増加すること。</p> <p>※ 上記1の「地域内」とは、農福連携の取組を行う農林水産物生産施設等が所在する市区町村の区域内をいう。</p>	<p>の経営分析を行うことが明示され、かつそのための費用を見込んでいること。</p> <p>(ウ) 農福連携のモデル的な取組として全国的な横展開に資するものであること。</p> <p>(エ) 事業実施計画において農福連携の取組に当たり地域の福祉団体等関係団体との連携が確実であることが明示されていること。</p> <p>(4) 介護・機能維持(高齢者の介護、機能維持、機能改善等の介護福祉を目的とした農林水産物生産施設及び附帯施設の整備)については、400万円とする。</p>
<p>地域資源活用価値創出推進事業</p>	<p>3 農福連携型のうち普及啓発・専門人材育成推進対策事業</p> <p>(1) 普及啓発等推進</p>	<p>農福連携の全国展開に資する取組であること。</p> <p>これに加えて、普及啓発の取組のうちプロモーションを行うものにおいては、農林水産業や福祉に関するものについてマスメディアによる無償の報道実績及びソーシャル・ネットワーキン</p>	<p>1 交付率は、定額とする。</p> <p>2 取組ごとの上限は、農村振興局長が別に定める公募要領によるものとする。</p>

		<p>グ・サービスによる発信実績があり、これらの取組を継続すること。</p>	
	<p>(2) 都道府県専門人材育成支援</p>	<p>1 都道府県単位における農福連携の推進強化に資する取組であること。 2 別表1の事項3の事業内容(2)の取組については、1のほか第5に掲げる基準に適合するものであること。</p>	<p>1 交付率は、定額とする。 2 事業実施主体当たりの助成額の上限額は、500万円とする。</p>

別表 3

地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）  
及び地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）に係る事業承認者

事業実施主体の区分	事業承認者
地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型のうち農福連携支援事業）及び地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）	
北海道に所在する事業実施主体	農村振興局長
沖縄県に所在する事業実施主体	内閣府沖縄総合事務局長
その他の都府県に所在する事業実施主体	地方農政局長
地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型のうち普及啓発・専門人材育成推進対策事業）	
普及啓発等推進	農村振興局長
都道府県専門人材育成支援	
北海道	農村振興局長
沖縄県	内閣府沖縄総合事務局長
その他の都府県	地方農政局長

別紙様式第1号

文書番号（任意記入）	
提出年月日	令和 年 月 日

事業実施主体名	
代表者役職及び氏名	

申請先	
-----	--

事業開始年度	令和 年度
--------	-------

事業実施計画 承認申請  
(農福連携型)

1 取組メニュー

① 地域資源活用価値創出推進事業 (農福連携型のうち農福連携支援事業)	ソフト	
(1) 農福連携の取組		
(2) 地域協議会の設立及び体制整備		
② 地域資源活用価値創出整備事業 (農福連携型)	ハード	

実施する取組メニューのうち該当するものに○を記入してください。  
地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）を実施する場合は、  
整備メニュー欄に以下のいずれかを記入してください。

- ・簡易整備      ・高度経営
- ・経営支援      ・介護・機能維持

整備メニュー	
--------	--

ユニバーサル農園の開設及び運営のみを実施する場合は、下欄に○を記入してください。

ユニバーサル農園の開設及び運営のみ	
-------------------	--

## 2 事業実施主体等

フリガナ			
団体等名称			
氏名フリガナ			
代表者役職及び氏名			
氏名フリガナ			
連絡窓口担当者役職及び氏名 (注1)			
団体等の主たる事務所の所在地			
団体等の連絡先 TEL			
団体等の連絡先 E-mail			
法人番号			
構成員となる個人・団体 又は連携する個人・団体 (注2, 注3)	法人形態等 (注4)	主な活動	所在地 (市町村)
地域協議会の活動エリア (注5)			

注1 連絡窓口担当者が代表者と同一の場合は記入する必要はありません。

注2 地域協議会の場合には、その構成員を「構成員となる個人・団体又は連携する個人・団体」欄に記入してください。

注3 事業実施主体(団体)と連携する団体等があれば、その連携団体等を「構成員となる個人・団体又は連携する個人・団体」欄に記入してください。その際は、構成員となる個人・団体又は連携する個人・団体との別が分かるように記入してください。

注4 「法人形態等」には、地域住民団体、農林漁家団体、NPO法人、株式会社、個人(農林漁業者)、社会福祉法人、民間企業、行政機関等の別を記入してください。

注5 地域協議会の場合には、その活動エリアを「地域協議会の活動エリア」欄に記入してください。

注6 作成の際は、必要に応じ複数ページとなるよう行を追加することも可能です(以下同じ)。

### 3 事業の実施体制及び役割分担

[実施体制図]

[会計事務の審査体制]

通常審査体制		代表者等が不在となった時の地位承継者	
代表者		代表者	
運営責任者		運営責任者	
事務局長		事務局長	
経理責任者		経理責任者	

[会計監査及び事務監査の方法]

- 注1 事業に関係する者の全体像及び会計事務の審査体制が把握できるよう、図表（体制図）を用いて記入してください。事業実施主体が運営する障害者就労施設等が、事業実施に関わる場合は、当該施設の農福連携に係る取組が分かるように記入してください。
- 注2 連携する地方公共団体（都道府県、市町村）、研究機関等があれば（予定を含む）、実施体制図にそれぞれの役割を含めて記入してください。
- 注3 事業実施主体の代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、事務局長又は経理責任者が不在となった場合の地位承継者を記入してください。
- 注4 委託を行う場合は、委託先の名称、業務内容及び業務範囲を明記してください（事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理を委託することはできません。）。

4 地域の概要及び課題

5 本事業の目的・必要性と取組の概要

注 提案する事業の趣旨を踏まえつつ、解決すべき課題や、その課題を解決するための取組内容について記入してください。

6 目標

※地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型のうち農福連携支援事業の農福連携の取組）、地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）を実施する場合（ユニバーサル農園の開設及び運営のみを実施する場合を除く。）

目標

目 標		現在 (令和○年度)	1 年目 (令和○年度)	2 年目 (令和○年度)	3 年目 (目標年度) (令和○年度)
評価指標	単位				
障害者等の 雇用者数	人				
現在値から の増加数					
障害者等の 就労者数	人				
現在値から の増加数					
売上高	円				
現在値から の増加額					
交流人口	人				
現在値から の増加数					
現在値から の増加数					

注1 「目標」には、事業内容に応じた評価指標を設定してください。また、現在（事業実施前）の状況、1年目、2年目、3年目（目標年度）の目標値を定量的に記入してください。

注2 別表1の事項2の事業について、農林水産物を加工又は販売する施設の整備（加工機械等の導入を含む。）を実施する場合は、上記の評価指標に加えて、当該施設における加工又は販売に供される農林水産物のうち、事業実施主体が生産に携わる農林水産物及び事業実施主体と連携して農林水産物の生産を行う者が生産する農林水産物が占める割合を、「農林水産物加工割合（%）」として設定し、記入してください。

注3 雇用者数、就労者数は各年の実人数を記入してください。

注4 事業実施主体が障害者就労施設の場合は、障害者等の雇用者数（又は障害者等の就労者数）及び売上高は農林水産業に関わる取組の数値を記入してください（農林水産業に関わらない分の数値は合算しないでください）。

注5 地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）については、障害者等の雇用又は就労を通じた農林水産業経営の発展に必要な農林水産物生産施設等の整備を支援するものであることに鑑み、目標年度以降においても施設の処分制限期間内は障害者等の雇用又は就労を維持してください。

なお、事業承認者は、交付対象施設の処分制限期間内において、別表2の事項2の事業について、選定要件3又は4に定める要件を満たしていないことが確認された場合や、目標が未達成であることが確認された場合には、自然災害等の特別な事情がある場合を除き、改善に向けた指導を行います。

この指導の結果、障害者の雇用及び就労の状況が改善されない又は改善の見込みがない場合には、本交付金の返還を求めます。

[目標値の根拠・計測方法等]

目 標	目標値の根拠・計測方法等

障害者等の雇用者数	
障害者等の就労者数	
売上高	
交流人口	

注 現在（事業実施前）の状況、1年目、2年目、3年目（目標年度）の目標値の根拠や計測方法を記入してください。

※ユニバーサル農園の開設及び運営のみを実施する場合

目標

目 標		現在 (令和〇年度)	1年目 (令和〇年度)	2年目 (令和〇年度)	3年目 (目標年度) (令和〇年度)
評価指標	単位				
当該農園で農作業を体験する障害者等の数	人				
現在値からの増加数					
当該農園以外で雇用に至る障害者等の数	人				
現在値からの増加数					
当該農園以外で就労に至る障害者等の数	人				
現在値からの増加数					
売上高	円				
現在値からの増加額					
交流人口	人				
現在値からの増加数					

注1 「目標」には、事業内容に応じた評価指標を設定してください。また、現在（事業実施前）の状況、1年目、2年目、3年目（目標年度）の目標値を定量的に記入してください。

注2 雇用者数、就労者数は各年の実人数を記入してください。

注3 事業実施主体が障害者就労施設の場合は、障害者等の雇用者数（又は障害者等の就労者数）及び売上高は農林水産業に関わる取組の数値を記入してください（農林水産業に関わらない分の数値は合算しないでください）。

[目標値の根拠・計測方法等]

目 標	目標値の根拠・計測方法等
当該農園で農作業を体験する障害者等の数	
当該農園以外で雇用に至る障害者等の数	

当該農園以外で就労に至る障害者等の数	
売上高	
交流人口	

注 現在（事業実施前）の状況、1年目、2年目、3年目（目標年度）の目標値の根拠や計測方法を記入してください。

※地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型のうち農福連携支援事業の地域協議会の設立及び体制整備）を実施する場合

目標

目 標		現在 (令和○年度)	1年目 (令和○年度)	2年目 (令和○年度)	3年目 (目標年度) (令和○年度)
評価指標	単位				
農福連携の取組主体数	主体				
現在値からの増加数					
農福連携の新規取組主体数	主体				
現在値からの増加数					
交流人口	人				
現在値からの増加数					

注1 「目標」には、事業内容に応じた評価指標を設定してください。また、現在（事業実施前）の状況、1年目、2年目、3年目（目標年度）の目標値を定量的に記入してください。

注2 農福連携の新規取組主体数は、地域協議会に参画した後に新たに農福連携に取り組む主体数を記入してください。

[目標値の根拠・計測方法等]

目 標	目標値の根拠・計測方法等
農福連携の取組主体数	
農福連携の新規取組主体数	
交流人口	

注 現在（事業実施前）の状況、1年目、2年目、3年目（目標年度）の目標値の根拠や計測方法を記入してください。

7 事業実施内容

1年目（令和○度）			
[具体的な取組内容] <small>(注1)</small>			
番号	取組時期	取組内容	備考欄
1			
2			
3			
4			
5			
[取組内容ごとの実施予定数等]			
番号	取組内容 <small>(注2)</small>	実施予定数	
		数量	単位
1			
2			
3			
4			
5			
2年目（令和○年度）			
[具体的な取組内容] <small>(注1)</small>			
番号	取組時期	取組内容	備考欄
1			
2			
3			
4			
5			
[取組内容ごとの実施予定数等]			
番号	取組内容 <small>(注2)</small>	実施予定数	
		数量	単位
1			
2			
3			
4			
5			

3年目（令和○年度）

[具体的な取組内容]<sup>(注1)</sup>

番号	取組時期	取組内容	備考欄
1			
2			
3			
4			
5			

[取組内容ごとの実施予定数等]

番号	取組内容 <sup>(注2)</sup>	実施予定数	
		数量	単位
1			
2			
3			
4			
5			

注1 [具体的な取組内容]は、実施する取組内容に応じて、以下の点を具体的に記入し、取組が目標の達成にどのように寄与するのかが分かるように記入してください。

また、備考欄には、「ソフト」又は「ハード」と記入してください。

- ① 地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型のうち農福連携支援事業の農福連携の取組）を実施する場合は、専門家の指導による農産物等の生産・加工技術、販売・経営手法等の習得のための研修、障害者等が働きやすくなるためのマニュアル作成等の具体的な取組内容
- ② 地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型のうち農福連携支援事業の地域協議会の設立及び体制整備）を実施する場合は、地域協議会が地域における農福連携の推進のために行う活動内容の検討、調査、先進地視察、意見交換会、ワークショップの実施、活動計画の策定等の具体的な取組内容
- ③ 地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）を実施する場合は、整備する施設の概要、整備した施設で障害者等が従事する作業内容等の具体的な取組内容

注2 取組内容の欄は具体的な取組内容を簡潔に記入し、併せて取組内容ごとの実施予定の数量及び単位を記入してください。

8 年度別事業計画とその経費の内訳（※積算資料を添付してください。注1）

1年目（令和○年度）の取組内容と主な経費					単位：円
取組内容（注2）	総事業費	本交付金	他の補助金等	自己資金	計算式等（注3）
	①=②+③+④	②	③	④	
合計					

2年目（令和○年度）の取組内容と主な経費					単位：円
取組内容（注2）	総事業費	本交付金	他の補助金等	自己資金	計算式等（注3）
	①=②+③+④	②	③	④	
合計					

3年目（令和○年度）の取組内容と主な経費					単位：円
取組内容（注2）	総事業費	本交付金	他の補助金等	自己資金	計算式等（注3）
	①=②+③+④	②	③	④	
合計					

備考（注4）	他の補助金等： 自己資金調達先： 自己資金調達方法：
--------	----------------------------------

注1 交付金の交付決定前に発生する経費は、自己負担となります。  
 3年目は、全て自己資金での取組となります。  
 謝金及び賃金は、単価とその単価が妥当であることが分かる根拠資料（謝金規程や雇用契約に基づく時間当たりの賃金単価等）を添付してください。

注2 「7 事業実施内容」の取組内容と整合させてください。

注3 経費積算の根拠（単価、員数、日数等を明記した計算式等）を記入してください。

事業の一部を他の民間団体に委託する場合は、該当する経費が分かるように記入してください。

「別紙のとおり」と記入し、別紙を作成することもできます。

注4 他の補助金等を活用する場合は、活用する事業の所管団体及び事業の名称等を記入してください。

自己資金調達先は、自己資金を活用する場合は「自己資金を活用」と記入し、銀行からの融資等により調達する場合は自己資金の調達先及び調達方法を記入してください。

また、当該事業により収入が生じる場合は、その旨を記入してください。

## 9 整備計画及び利用計画

施設等名	整備内容	箇所数	面積	機能等 <sup>(注1)</sup>	耐用年数	雇用・就労者数 <sup>(注2)</sup>

注1 「機能等」には、整備する施設の活用方法（目的、役割等）を記入してください。

注2 「雇用・就労者数」には、目標年度における当該施設で作業に携わる又は当該施設を利用する障害者等の人数を記入してください。

また、ユニバーサル農園に係る施設のみを整備する場合は、当該ユニバーサル農園を利用する障害者等の人数を記入してください。

## 10 償還計画

単位：円

年度	期首残高	借り入れ又は償還の額	期末残高

融資条件	
------	--

注 融資を受けた日の属する年度から償還が終了する日の属する年度までの計画を記入してください。

11 創意工夫等

注 事業の効率性や成果を高めるための創意工夫、事業終了後の展開可能性等、その他特記事項について20行以内で記入してください。

文書番号（任意記入）	
提出年月日	令和 年 月 日

事業実施主体名	
代表者役職及び氏名	

申請先	
-----	--

事業開始年度	令和 年度
--------	-------

**事業実施計画 承認申請**  
(農福連携型)

1 取組メニュー

① 地域資源活用価値創出推進事業 (農福連携型のうち普及啓発等推進)	
② 地域資源活用価値創出推進事業 (農福連携型のうち都道府県専門人材育成支援)	

実施する取組メニューのうち該当するものに○を記入してください。  
地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型のうち普及啓発等推進）を  
実施する場合は、該当メニュー欄に別途公募要領に定めるメニューから  
該当するものを記入してください。

該当メニュー	
--------	--

## 2 事業実施主体等

フリガナ	
団体等名称	
氏名フリガナ	
代表者役職及び氏名	
氏名フリガナ	
連絡窓口担当者役職及び氏名 <sup>(注)</sup>	
団体等の主たる事務所の所在地	
団体等の連絡先 TEL	
団体等の連絡先 E-mail	
法人番号	

注 連絡窓口担当者が代表者と同一の場合は記入する必要はありません。

## 3 事業の実施体制及び役割分担

[実施体制図]			
[会計事務の審査体制]			
通常の審査体制		代表者等が不在になった時の地位承継者	
代表者		代表者	
運営責任者		運営責任者	
事務局長		事務局長	
経理責任者		経理責任者	
[会計監査及び事務監査の方法]			

注1 事業に関係する者の全体像及び会計事務の審査体制が把握できるよう、図表（体制図）を用いて記入してください。

注2 連携する地方公共団体（都道府県、市町村）、研究機関等があれば（予定を含む）、実施体制図にそれぞれの役割を記入してください。

注3 事業実施主体の代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、事務局長又は経理責任者が不在となった場合の地位承継者を記入してください。

注4 委託を行う場合は、委託先の名称、業務内容及び業務範囲を明記してください（事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理を委託することはできません）。

#### 4 事業実施主体の概要

--

#### 5 本事業の目的・必要性和取組の概要

--

#### 6 成果目標及び効果

--

注1 達成すべき成果目標及び効果について定量的に記入してください。

注2 5を踏まえて設定した成果目標の計測・確認方法を明らかにし、事業の実施前後で比較し、検証する方法を記入してください。

7 事業実施内容

[具体的な取組内容]

番号	取組時期	取組内容	備考欄
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

注 取組もうとしている内容について、取組の時期、規模、場所、対象者（数）、方法等を含めて具体的に記入してください。

8 事業計画とその経費の内訳（※積算資料を添付してください。注1）

単位：円

取組内容 (注2)	総事業費 ①=②+③+④	本交付金 ②	他の補助金等 ③	自己資金 ④	計算式等 (注3)
合 計					

備 考 <small>(注4)</small>	他の補助金等： 自己資金調達先： 自己資金調達方法：
-------------------------	----------------------------------

- 注1 交付金の交付決定前に発生する経費は、自己負担となります。  
 事業の一部を他の民間団体に委託する場合は、該当する経費が分かるように記入してください。  
 謝金及び賃金は、単価とその単価が妥当であることを示す根拠資料（謝金規程や雇用契約に基づく時間当たり単価等）を添付してください。
- 注2 「7 事業実施内容」の取組内容と整合させてください。
- 注3 経費積算の根拠（単価、員数、日数等を明記した計算式等）を記入してください。
- 注4 他の補助金等を活用する場合は、活用する事業の所管団体及び事業の名称等を記入してください。  
 自己資金調達先は、自己資金を活用する場合は「自己資金を活用」と記入し、銀行からの融資等により調達する場合は自己資金の調達先及び調達方法を記入してください。  
 また、当該事業により収入が生じる場合は、その旨を記入してください。

## 9 創意工夫等

注 事業の効率性や成果を高めるための創意工夫その他特記事項を20行以内で記入してください。

**「みどりチェック」チェックシート**  
**(農業経営体向け)**

文書番号 (任意記入)	
提出年月日	令和 年 月 日



事業名	
組織名	
代表者氏名	
住所	
連絡先	

- ・ 交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
- ・ 実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
- ・ 各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。

チェック (事業申請時)	チェック (実績報告時)	
		<b>環境関係法令の遵守等</b>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① みどりの食料システム戦略の理解
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	② 関係法令の遵守
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	③ 正しい知識に基づく作業安全に努める
		<b>適正な施肥</b>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	④ 肥料の適正な保管
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑤ 肥料の使用状況等の記録・保存に努める
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑥ 作物特性やデータに基づく施肥設計を検討
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑦ 有機物の適正な施用による土づくりを検討
		<b>適正な防除・生物多様性への悪影響の防止</b>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑧ 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑨ 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑩ 多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑪ 農薬の適正な使用・保管
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑫ 農薬の使用状況等の記録・保存
		<b>エネルギーの節減</b>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑬ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める
		<b>悪臭及び害虫の発生防止</b>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑭ 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
		<b>廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分</b>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑮ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理

②の関係法令の遵守の対象となる法令は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）並びにこれらの法律に基づく命令とする。

＜報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて＞

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました

**「みどりチェック」チェックシート**  
**(畜産経営体向け)**

文書番号 (任意記入)	
提出年月日	令和 年 月 日



事業名	
組織名	
代表者氏名	
住所	
連絡先	

- ・ 交付申請時に、**全ての項目にチェック**を入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
- ・ 実績報告時に、**取り組んだ項目にチェック**をして提出してください。
- ・ 各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。
- ・ ※の記載内容に「該当しない」場合は□にチェックしてください。

チェック (事業申請時)	チェック (実績報告時)	環境関係法令の遵守等
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① みどりの食料システム戦略の理解
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	② 関係法令の遵守
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	③ GAP・HACCP について可能な取組から実践
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	④ アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養管理の考え方を認識している
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑤ 正しい知識に基づく作業安全に努める
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑥ ※和牛生産を行っている場合 (該当しない □) 家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争防止に関する法律の遵守
		<b>悪臭及び害虫の発生防止</b>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑦ 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑧ ※飼養頭数が一定規模以上の場合 (該当しない □) 家畜排せつ物の管理基準の遵守
		<b>適正な施肥</b>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑨ ※飼料生産を行う場合 (該当しない □) 肥料の適正な保管
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑩ ※飼料生産を行う場合 (該当しない □) 肥料の使用状況等の記録・保存に努める
		<b>適正な防除</b>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑪ ※飼料生産を行う場合 (該当しない □) 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑫ ※飼料生産を行う場合 (該当しない □) 農薬の適正な使用・保管
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑬ ※飼料生産を行う場合 (該当しない □) 農薬の使用状況等の記録・保存
		<b>エネルギーの節減</b>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑭ 畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める

廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分、生物多様性への悪影響の防止	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ⑮ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ⑯ ※特定事業場である場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

②の関係法令の遵守の対象となる法令は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）並びにこれらの法律に基づく命令とする。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました

**「みどりチェック」チェックシート**  
**(林業事業者向け)**

文書番号 (任意記入)	
提出年月日	令和 年 月 日



事業名	
組織名	
代表者氏名	
住所	
連絡先	

- ・交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
- ・実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
- ・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。
- ・※の記載内容に「該当しない」場合は□にチェックしてください。

チェック (事業申請時)	チェック (実績報告時)	
		<b>環境関係法令の遵守等</b>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① みどりの食料システム戦略の理解
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	② 関係法令の遵守
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	③ 正しい知識に基づく作業安全に努める
		<b>適正な施肥</b>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	④ ※種苗生産を行う場合 (該当しない □) 肥料の適正な保管
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑤ ※種苗生産を行う場合 (該当しない □) 肥料の使用状況等の記録・保存に努める
		<b>適正な防除</b>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑥ ※農薬を使用する場合 (該当しない □) 農薬の適正な使用・保管
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑦ ※農薬を使用する場合 (該当しない □) 農薬の使用状況等の記録・保存
		<b>エネルギーの節減</b>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑧ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める
		<b>悪臭及び害虫の発生防止</b>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑨ 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
		<b>廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分</b>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑩ 廃棄物の削減に努め、適正に処理
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑪ 未利用材の有効活用を検討
		<b>生物多様性への悪影響の防止</b>
		⑫ 生物多様性に配慮した事業実施 (物資調達、施業等) に努める

②の関係法令の遵守の対象となる法令は、肥料の品質の確保等に関する法律 (昭和25年法律第127号)、農薬取締法 (昭和23年法律第82号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (平成12年法律第116号)、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (平成7年法律第112号)、労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号) 及び合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (平成28年法律第48号) 並びにこれらの法律に基づく命令とする。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました□

**「みどりチェック」チェックシート**  
**(漁業経営体向け)**

文書番号 (任意記入)	
提出年月日	令和 年 月 日



事業名	
組織名	
代表者氏名	
住所	
連絡先	

- ・ 交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
- ・ 実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
- ・ 各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。
- ・ ※の記載内容に「該当しない」場合は□にチェックしてください。

チェック (事業申請時)	チェック (実績報告時)	環境関係法令の遵守等
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① みどりの食料システム戦略の理解
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	② 関係法令の遵守
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	③ 漁船等の装置・機材の適切な整備と管理の実施に努める
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	④ ライフジャケット着用の徹底等、正しい知識に基づく作業安全に努める
		<b>適正な施肥</b>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑤ ※藻場の維持管理等のための施肥を行う場合（該当しない□）肥料の適正な保管
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑥ ※藻場の維持管理等のための施肥を行う場合（該当しない□）肥料の使用状況等の記録・保存に努める
		<b>適正な防除</b>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑦ ※養殖を行う場合（該当しない □）水産用医薬品の適正な使用
		<b>エネルギーの節減</b>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑧ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める
		<b>悪臭及び害虫の発生防止</b>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑨ 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
		<b>廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分</b>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑩ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑪ ※養殖を行う場合（該当しない □）生餌から配合飼料への転換もしくは給餌効率の向上等による給餌量削減を検討
		<b>生物多様性への悪影響の防止</b>
		⑫ 生物多様性に配慮した事業実施（物資調達、施業等）に努める
		⑬ ※資源管理協定を締結している場合（該当しない □）資源管理協定の遵守
		⑭ ※漁場改善計画を策定している場合（該当しない □）漁場改善計画の遵守

②の関係法令の遵守の対象となる法令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）並びにこれらの法律に基づく命令とする。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

**上記について、確認しました**

**「みどりチェック」チェックシート**  
**(食品関連事業者向け)**

文書番号 (任意記入)	
提出年月日	令和 年 月 日



事業名	
組織名	
代表者氏名	
住所	
連絡先	

- ・交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
- ・実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
- ・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。
- ・※の記載内容に「該当しない」場合は□にチェックしてください。

チェック (事業申請時)	チェック (実績報告時)	環境関係法令の遵守等
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① みどりの食料システム戦略の理解
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	② 関係法令の遵守
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	③ 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	④ 正しい知識に基づく作業安全に努める
<b>エネルギーの節減、適正な施肥、適正な防除</b>		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑤ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑥ 環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討
<b>悪臭及び害虫の発生防止</b>		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑦ 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
<b>廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分</b>		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑧ ※と畜場でない場合（と畜場である □） 食品ロスの削減に努める
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑨ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑩ 資源の再利用を検討
<b>生物多様性への悪影響の防止</b>		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑪ ※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合 (該当しない □) 生物多様性に配慮した事業実施に努める
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑫ ※特定事業場である場合（該当しない □） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

②の関係法令の遵守の対象となる法令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）並びにこれらの法律に基づく命令とする。

＜報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて＞

- ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました□

**「みどりチェック」チェックシート**  
**(民間事業者・自治体等向け)**

文書番号 (任意記入)	
提出年月日	令和 年 月 日



事業名	
組織名	
代表者氏名	
住所	
連絡先	

- ・ 交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
- ・ 実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
- ・ 各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。
- ・ ※の記載内容に「該当しない」場合は□にチェックしてください。

チェック (事業申請時)	チェック (実績報告時)	
		<b>環境関係法令の遵守等</b>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① みどりの食料システム戦略の理解
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	② 関係法令の遵守
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	③ 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	④ 正しい知識に基づく作業安全に努める
		<b>エネルギーの節減、適正な施肥、適正な防除</b>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑤ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない (照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等) ように努める
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑥ 環境負荷低減に配慮した商品、原料、農産物等の調達を検討
		<b>悪臭及び害虫の発生防止</b>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑦ ※肥料・飼料等の製造を行う場合 (該当しない □) 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
		<b>廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分</b>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑧ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑨ 資源の再利用を検討
		<b>生物多様性への悪影響の防止</b>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑩ ※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合 (該当しない □) 生物多様性に配慮した事業実施に努める
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	⑪ ※特定事業場である場合 (該当しない □) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

②の関係法令の遵守の対象となる法令は、肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)、農薬取締法(昭和23年法律第82号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)及び合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成28年法律第48号)並びにこれらの法律に基づく命令とする。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました□

別紙様式第4号

文書番号（任意記入）	
提出年月日	令和 年 月 日

事業実施主体名	
代表者役職及び氏名	

提出先	
-----	--

年度別事業実施計画  
(農福連携型)

事業開始年度	令和〇年度
目標年度	令和〇年度

交付実績額が確定額である場合は、右記のチェック欄に✓を記入してください。 →

【取組メニュー】

地域資源活用価値創出推進事業 (農福連携型のうち農福連携支援事業)		支援 メニュー	
地域資源活用価値創出整備事業 (農福連携型)		整備 メニュー	

注 当該年度（2年目）に実施する事業の欄に○を記入してください。  
地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型のうち農福連携支援事業）を実施する場合、支援メニュー欄に以下のいずれかを記入してください。

- ・農福連携の取組
- ・地域協議会の設立及び体制整備

地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）を実施する場合、整備メニュー欄に以下のいずれかを記入してください。

- ・簡易整備
- ・高度経営
- ・経営支援
- ・介護・機能維持

1 事業実施内容

令和●年度 (実績)	
令和●年度 (計画)	

2 交付金額等 (円)

	地域資源活用価値創出推進事業 (農福連携型のうち農福連携支援 事業) (ソフト)		地域資源活用価値創出整備事業 (農福連携型) (ハード)	
	事業実績	交付実績	事業実績	交付実績
令和●年度 (実績)				
令和●年度 (計画)	事業予定額	交付予定額	事業予定額	交付予定額

注 交付等要綱第 22 による交付金の額の確定を行う前に当様式を提出する場合、事業実績・  
交付実績は見込み額で記入すること。

番 号  
年 月 日

事業承認者 殿

都道府県知事

令和●年度農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）及び地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）の事業実施計画（<sup>注1・2</sup>）の報告について

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実施要領（令和4年4月1日付け3農振第2921号農林水産省農村振興局長通知）別記5の第9の1の（1）<sup>（注3）</sup>の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

- 注1 報告内容が年度別事業実施計画の場合は、年度別事業実施計画とすること。  
注2 報告内容が計画の変更の場合は、事業実施計画（変更）とすること。  
注3 報告内容が年度別事業実施計画の場合は、第9の1の（4）とすること。

(別表1) 事業総括表：事業実施計画  
(都道府県名： )

市町村名	事業実施主体名	令和●年度 (1年目)					令和●年度 (2年目)					令和 ●年度 (3年目)
		ソフト		ハード			ソフト		ハード			ソフト
		総事業 費	本交付 金	事業費	附帯 事務費	本交付金	総事業 費	本交付 金	事業費	附帯 事務費	本交付金	総事業 費

(別表2) 事業総括表：年度別事業実施計画  
(都道府県名： )

市町村名	事業実施主体名	令和●年度 (計画)				
		ソフト		ハード		
		総事業 費	本交付 金	事業費	附帯 事務費	本交付金

別紙様式第6号

番 号  
年 月 日

農村振興局長 殿

事業承認者

令和●年度農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）及び地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）の事業実施計画（変更）の報告について

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実施要領（令和4年4月1日付け3農振第2921号農林水産省農村振興局長通知）別記5の第3の2の（6）の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

別紙様式第7号

番 号  
年 月 日

農村振興局長 殿

事業承認者

令和●年度農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型のうち農福連携支援事業）及び地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）の年度別事業実施計画の報告について

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実施要領（令和4年4月1日付け3農振第2921号農林水産省農村振興局長通知）別記5の第3の2の（6）の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

別紙様式第8号 地域協議会の活動計画

文書番号（任意記入）	
提出年月日	令和 年 月 日

提出先	
-----	--

①基本情報

事業実施主体名				
代表者役職				
氏名				
所在地名 (都道府県・市町村等)				
番号	構成員となる 個人・団体 又は連携する 個人・団体	法人形態等	主な活動	所在地 (市町村)

②地域協議会の組織体制（図解）

--

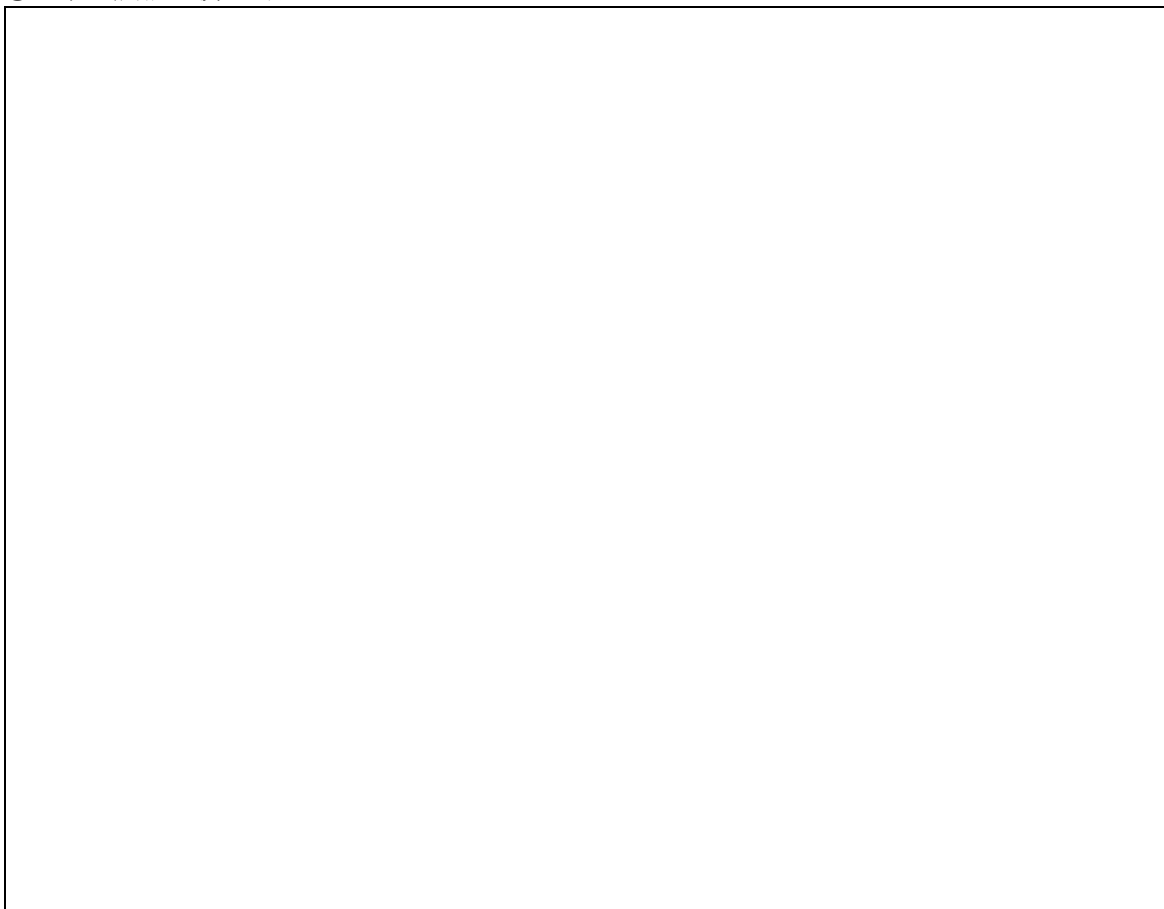
③地域の状況

--

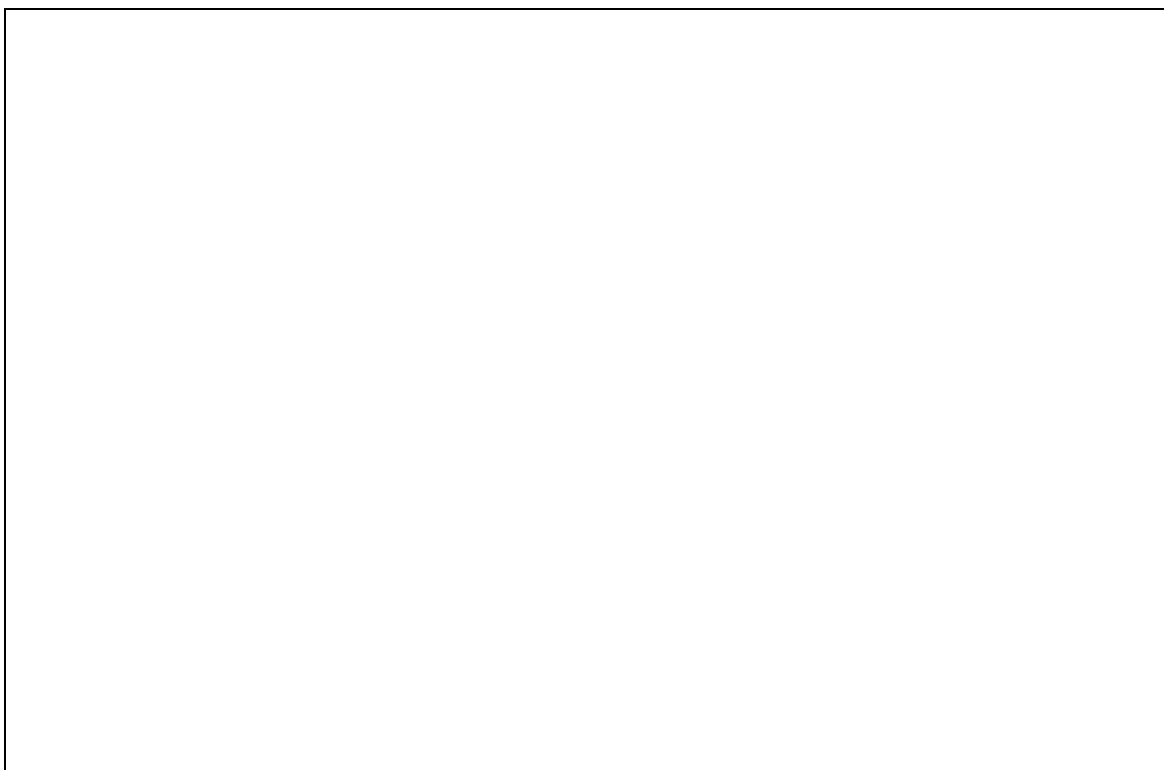
④地域の農福連携の状況

団体名	概要	取組内容

⑤地域の農福連携の課題



⑥地域の農福連携の将来ビジョン（課題解決に向けた取組を含む。）



⑦今後5年間の具体的な取組内容

番号	取組時期	取組内容	備考欄
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

⑧地域内の農福連携マップ



⑨地域の農福連携の将来ビジョン、地域の目標、評価指標

目標

目 標		現在 (令和○年度)	1・2年目 (令和○年度)	3・4年目 (令和○年度)	5年目 (令和○年度)
評価指標	単位				
農福連携の取組主体数	主体				
地域協議会の参画主体数	主体				
障害者等の雇用者数	人				
障害者等の就労者数	人				
売上高	円				
交流人口	人				

[目標値の根拠・計測方法等]

目 標	目標値の根拠・計測方法等
農福連携の取組主体数	
地域協議会の参画主体数	
障害者等の雇用者数	
障害者等の就労者数	
売上高	
交流人口	

⑩活動のための収支計画案

収入事項

支出事項（年間活動費）

別紙様式第9号

文書番号（任意記入）	
提出年月日	令和 年 月 日

事業実施主体名	
代表者役職及び氏名	

提出先	
-----	--

工事の着手届  
(農福連携型)

実施年度	令和〇年度
------	-------

施設等名	
事業内容 (事業量、規模等)	
着手予定場所	
着手予定年月日	
完了予定年月日	
施行方法	
工事監理者	

(注) 工程表を添付してください。

別紙様式第 10 号

文書番号（任意記入）	
提出年月日	令和 年 月 日

事業実施主体名	
代表者役職及び氏名	

提出先	
-----	--

工事の完了届  
(農福連携型)

実施年度	令和〇年度
------	-------

施設等名	
事業内容 (事業量、規模等)	
着手場所	
着手年月日	
完了年月日	
関係法令 検査年月日	〇〇法：
竣工検査年月日	
引き渡し年月日	
施行方法	
請負業者名	
工事監理者	

別紙様式第 11 号

文書番号（任意記入）	
提出年月日	令和 年 月 日

事業実施主体名	
代表者役職及び氏名	

提出先	
-----	--

交付金により取得し又は効用の増加した施設等に係る増築等の届  
(農福連携型)

1 増築等の理由	
2 増築等に係る施設等の概要	
(1) 所在地	
(2) 構造、規格、規模等	
(3) 事業費	ア 交 付 金： 円
	イ その他の負担金等： 円
(4) 取得年月日	
3 増築等の概要	
(1) 事項	
(2) 事業費の負担区分	
(3) 着手予定時期	
(4) 増築等の効果	

[添付資料]

- 1 事業実施計画の写し
- 2 収支計画
- 3 建物の平面図及び側面図並びに増設配置図
- 4 財産管理台帳の写し
- 5 管理規程又は利用規程
- 6 その他農村振興局が必要と認める書類

文書番号（任意記入）	
提出年月日	令和 年 月 日

事業実施主体名	
代表者役職及び氏名	

提出先	
-----	--

事業実施評価書  
(農福連携型)

地域資源活用価値創出推進事業 (農福連携型のうち農福連携支援事業)		支援 メニュー	
地域資源活用価値創出整備事業 (農福連携型)		整備 メニュー	

注) 評価対象年度に実施した事業の欄に○を記入してください。

地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型のうち農福連携支援事業）を実施した場合、支援メニュー欄に以下のいずれかを記入してください。

- ・農福連携の取組
- ・地域協議会の設立及び体制整備

地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）を実施した場合、整備メニュー欄に以下のいずれかを記入してください。

- ・簡易整備
- ・高度経営
- ・経営支援
- ・介護・機能維持

ユニバーサル農園の開設及び運営のみを実施した場合は、下欄に○を記入してください。

ユニバーサル農園の開設及び運営のみ	
-------------------	--

1 事業概要

・事業目的		
・事業費	円	
・交付額	円	
・事業着手日	令和 年 月 日	
・事業完了日	令和 年 月 日	

注) 評価対象年度に係る事項のみ記入すること。

## 2 取組事業

番号	計画		主要な 取組	実績	
	取組内容	実施予定数 (①)		実施数 (②)	実施率 (%) (②/①)
		数量			
1					
2					
3					
4					
5					

注) 「計画」の欄には、計画書に記入した取組内容、実施予定数を転記する。「主要な取組」の欄には、取組内容のうち主要なものに○を記入する。「実績」の欄には、各取組の実績としての実施数を記入する。

### <補足事項>

--

注) 取組状況について、補足する事項があれば記入する。

## 3 事業実績

※地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型のうち農福連携支援事業の農福連携の取組）、地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）を実施した場合（ユニバーサル農園の開設及び運営のみを実施した場合を除く。）

### ・目標達成状況

指標	目標値	実績値	達成率 (%)
・ 障害者等の 雇用者数 (人)			
・ 障害者等の 就労者数 (人)			
・ 売上高 (円)			
・ 交流人口 (人)			
・ ○○ (単位)			

(計測方法)

・障害者等の 雇用者数 (人)	障害者	人	確認年月日	年 月 日
	生活困窮者	人	確認年月日	年 月 日
	高齢者	人	確認年月日	年 月 日
	ひきこもりの 状態にある者	人	確認年月日	年 月 日
	犯罪をした者	人	確認年月日	年 月 日
・障害者等の 就労者数 (人)	障害者	人	確認年月日	年 月 日
	生活困窮者	人	確認年月日	年 月 日
	高齢者	人	確認年月日	年 月 日
	ひきこもりの 状態にある者	人	確認年月日	年 月 日
	犯罪をした者	人	確認年月日	年 月 日
・売上高 (円)				
・交流人口 (人)				
・〇〇 (単位)				

<補足事項>

--

注) 事業実績について、補足する事項があれば記入する。

※ユニバーサル農園の開設及び運営のみを実施した場合

・目標達成状況

指標	目標値	実績値	達成率 (%)
・当該農園で 農作業を体験する 障害者等の数 (人)			
・当該農園以外で 雇用に至る 障害者等の数 (人)			
・当該農園以外で 就労に至る 障害者等の数 (人)			
・売上高 (円)			
・交流人口 (人)			
・〇〇 (単位)			

(計測方法)

・当該農園で農作業を体験する障害者等の数(人)	障害者	人		
	生活困窮者	人		
	高齢者	人		
	ひきこもりの状態にある者	人		
	犯罪をした者	人		
・当該農園以外で雇用に至る障害者等の数(人)	障害者	人	確認年月日	年 月 日
	生活困窮者	人	確認年月日	年 月 日
	高齢者	人	確認年月日	年 月 日
	ひきこもりの状態にある者	人	確認年月日	年 月 日
	犯罪をした者	人	確認年月日	年 月 日
・当該農園以外で就労に至る障害者等の数(人)	障害者	人	確認年月日	年 月 日
	生活困窮者	人	確認年月日	年 月 日
	高齢者	人	確認年月日	年 月 日
	ひきこもりの状態にある者	人	確認年月日	年 月 日
	犯罪をした者	人	確認年月日	年 月 日
・売上高(円)				
・交流人口(人)				
・〇〇(単位)				

<補足事項>

--

注) 事業実績について、補足する事項があれば記入する。

※地域資源活用価値創出推進事業(農福連携型のうち農福連携支援事業の地域協議会の設立及び体制整備))を実施した場合

・目標達成状況

指標	目標値	実績値	達成率(%)
・農福連携の取組主体数(主体)			
・農福連携の新規取組主体数(主体)			

・交流人口（人）			
・〇〇（単位）			

（計測方法）

・農福連携の 取組主体数 （主体）	
・農福連携の 新規取組主体数 （主体）	
・交流人口（人）	
・〇〇（単位）	

<補足事項>

注) 事業実績について、補足する事項があれば記入する。

#### 4 実施体制

<補足事項>

注) 実施体制について、補足する事項があれば記入する。

#### 5 その他の事項

## 6 所見

注) 上記の状況を踏まえて、次年度以降の活動において留意する事項等を記入すること。

## 7 参考資料

注) 各取組の実施状況が分かる写真や資料があれば添付すること (A4判1、2枚程度)。

番 号  
年 月 日

農村振興局長 殿

事業承認者

令和●年度農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型のうち農福連携支援事業）及び地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）の事業の評価の報告について

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実施要領（令和4年4月1日付け3農振第2921号農林水産省農村振興局長通知）別記5の第9の2の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

番 号  
年 月 日

農村振興局長 殿

第三者機関名  
(農福連携型)  
代表者名

令和●年度農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち農山漁村  
発地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型のうち農福連携支援事業）及び  
地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）の事業の評価に関する意見の報  
告について

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実施要領（令和4年4月1日付け  
3農振第2921号農林水産省農村振興局長通知）別記5の第9の3の規定に基づき、関  
係書類を添えて報告します。

文書番号（任意記入）	
提出年月日	令和 年 月 日

事業実施主体名	
代表者役職及び氏名	

提出先	
-----	--

事業改善計画  
(農福連携型)

1 目標の達成状況

目標項目	目標値 (令和●年度)	達成状況 (令和●年度)

2 目標未達成の主な要因・理由

--

注) 目標未達成の要因が気象災害等の特別な事情の場合、それがどのように影響を及ぼしたのかを分析するなどして記入すること。

3 改善計画

<b>【2の主な要因・分析を踏まえた目標達成のための改善方法及びスケジュールを記述。】</b>
---

参考様式 1

## ひきこもりの状態に係る確認書

〇〇法人 〇〇 殿

下記の者に係るひきこもりの状態の該当の有無について、下記のとおり証明します。

### 記

氏名：

(生年月日： 年 月 日： 歳)

ひきこもりの状態

- ・何らかの生きづらさを抱え生活上の困難を感じていた
- ・家族を含む他者との交流が限定的（希薄）であった
- ・支援を必要としていた

該当する

該当しない

年 月 日

機関名称：

-----  
本書のひきこもり支援機関への確認及び国への提出に同意します。

署名 〇〇 〇〇

参考様式2

## 刑務所出所者等に係る確認書

〇〇法人 〇〇 殿

下記の者に係る刑務所出所者等の該当の有無について、下記のとおり証明します。

### 記

氏名：

(生年月日： 年 月 日： 歳)

上記の者は、以下の日付の時点において、刑務所出所者等（保護観察対象者又は更生緊急保護対象者）である。

- 該当する
- 該当しない

年 月 日

〇〇保護観察所長

-----

本書の保護観察所への確認及び国への提出に同意します。

署名 〇〇 〇〇